## 地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第八十七号) (附則第十二条関係)○地方税法施行令の一部を改正する政令(平成三十年政令第百二十七号) (附則第十一条関係)	条関係)	○地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第百二十五号) (附則第九条関係)	○地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第二百三十九号) (附則第八条関係)	○地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第百十八号) (附則第七条関係)	○地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第三百六十号) (附則第六条関係)	○地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第百三十三号) (附則第五条関係)	○地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百六十一号) (附則第四条関係)	○地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百十六号) (附則第三条関係)	○地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号) (本則関係)	【目次】
七十			五十九	五十八	第六条関係) …五十六	五十一	四十九	······		

## 地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

本則による改正(地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号))

改正後	改正前
附則	附則
(軽油引取税の課税免除の特例)	(軽油引取税の課税免除の特例)
第十条の二の二 略	第十条の二の二 略
2~7 略	2~7 略
8 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において	8 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において
準用する法第百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用	準用する法第百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用
する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあ	する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあ
るのは「、車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは	るのは「、車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは
「経過する日(当該経過する日が令和三年三月三十一日 以後に到来	「経過する日(当該経過する日が平成三十三年三月三十一日以後に到来
する場合には、同日)」と読み替えるものとする。	する場合には、同日)」と読み替えるものとする。
9及び10 略	9及び10 略
11 法附則第十二条の二の七第六項に規定する政令で定める国際約束は、	11 法附則第十二条の二の七第六項に規定する政令で定める国際約束は、
次のとおりとする。	次のとおりとする。
一及び二 略	一及び二略
三 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役	
務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協	
定	
-	

提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定四日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の

(平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び

## 第十二条の四略

都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲

2 及 び 3 略

等」という。)である土地以外の土地 イ に規定する特定被災共用土地(次号及び次項において「被災共用土地 う。)が令和元年度又は令和 それぞれ次に定める土地 て当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 号までに掲げる者 当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五 災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地又は同条第四 している当該被災住宅用地の全部又は一部 ·従前所有者等」という。) が平成二十八年四月十三日において被 前項第一号又は第二号に掲げる者 (以下この号及び次項において「相続人等」とい 二年度 (以下この号及び次項において 次に掲げる場合の区分に応じ (その所有している当該 に係る賦課期日にお その所有 かつ、 項

被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成二十

都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲)(平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び

## 第十二条の四略

2及び3 略

号に定める土地とする。うち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各うち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各法附則第十六条の二第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部の

、それぞれ次に定める土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ等」という。)である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じに規定する特定被災共用土地(次号及び次項において「被災共用土地一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項

イ う。)が平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日に 災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、 被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成二十 号までに掲げる者 当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五 て当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 している当該被災住宅用地の全部又は 「従前所有者等」という。)が平成二十八年四月十三日において被 前項第一号又は第二号に掲げる者 (以下この号及び次項において「相続人等」とい (以下この号及び次項に 部 (その所有している当該 その お 所有 いて お つ、

合には、 相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共 得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当 るもの) 有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、 全部又は 八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場 を超える場合には、 前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取 一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地 当該面積に相当する土地 総務省令で定め の 地 面  $\mathcal{O}$ 

用地の一 部若しくは 日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積 宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅 等が令和 合計に相当する土地 のうち、 これらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全 続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一 している場合には、 相続人等が当該被災住宅用地の全部又は 該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 全部又は 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地 面積 総務省令で定めるもの)を超える場合には、 元年度又は令和二年度 一部を所有しており、 (当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三 部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の 前項第三号から第五号までの規定により当該相 かつ、 当該従前所有者等又は相続人 一部について共有持分を有 に係る賦課期日において当 部の 当該面積 面積又は 面 0) 積

> 合には、 得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該 積 全部又は るもの) 有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、 相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共 八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場 を超える場合には、 前項第三号から第五号までの規定により当該相続 一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用 当該面積に相当する土地 総務省令で定め 人等が取 地 用 0) 地 面  $\mathcal{O}$

口 等が平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当 のうち、 用地の面積 宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅 部若しくは 続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一 している場合には、 相続人等が当該被災住宅用地の全部又は 日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積 該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 全部又は 合計に相当する土地 これらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用 総務省令で定めるもの)を超える場合には、 一部を所有しており、 (当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三 部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地 前項第三号から第五号までの規定により当該相 かつ、 当該従前所有者等又は相続人 一部について共有持分を有 当該面 部 0 面 積 間積又は の 地 の全 面 地

0) 積

持分を有している場合には、 地の全部又は一 期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を 用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用 面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅 り当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部 二十八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用 ている当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合 有している場合 者等又は相続人等が令和元年度又は令和二年度 に応ずる被災住宅用地の面積 全部又は 面積 従前 積のうち、 所 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有 有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用 一部について共有持分を有しており、 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有 総務省令で定めるもの)を超える場合には、 前項第三号から第五号までの規定によ (当該面積が当該従前所有者等が平成 かつ、 当該従前所 に係る賦 当該 地 有 0)

## 二略

面

の合計に相当する土地

5

度

「に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定共有持分を引き続き有している従前所有者等(令和元年度又は令和二年いて平成二十八年四月十三日において有していた被災共用土地等に係る分の割合とは、令和元年度又は令和二年度

に係る賦課期日にお前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部

により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相

面積 り当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部 持分を有している場合には、 期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を 地の面積のうち、 用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用 面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅 地の全部又は一 二十八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用 有している場合 者等又は相続人等が平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦 全部又は  $\mathcal{O}$ に応ずる被災住宅用地の面積 ている当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合 面積 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用 の合計に相当する土地 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有 一部について共有持分を有しており、 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有し 総務省令で定めるもの)を超える場合には、 前項第三号から第五号までの規定によ (当該面積が当該従前所有者等が平成 かつ、 当該従前 当該 所有 地  $\mathcal{O}$ 

## 一略

5

により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相三十二年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定共有持分を引き続き有している従前所有者等(平成三十一年度又は平成分の割合とは、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日にお前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部

の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。で所有していた被災区分所有家屋の東有部分(法附則第十六条の二第三で所有していた被災区分所有家屋の専有部分(法附則第十六条の二第三いて同じ。)の月に供する部分をいう。第七項において「特定専有部分」というの当該被災区分所有家屋の専有部分(法附則第十六条の二第三の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。第七項において同じ。)の用に供する部分を除く。)が平成二十八年四月十三日においの当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

## 6 5 11 略

## (前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等

## 第十五条 略

年度 法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。 期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、 又は都市計画税については、 ける農地を除く。 域農地」という。 定の適用を受ける市街化区域農地 れ て特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税 た法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で平成三十年度から令和二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規 以外の農地に該当するもの のうち、 当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課 当該各年度の前年度に係る賦課期日にお (以下この条において「特定市街化区 (次項の規定の適用を受

れた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で平成三十年度に係る賦3 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら

する部分 の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。 いて同じ。 項に規定する専有部分をいう。第七項において「特定専有部分」 て所有していた被災区分所有家屋の専有部分 続人等に係る従前所有者等を含む。)が平成二十八年四月十三日に のうち、平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の (別荘 )の用に供する部分を除く。 (第三十六条第二項に規定する別荘をいう。 )であつた部分の床面積の合計 (法附則第十六条の二第三 第七項に 用に供 おい お

## 6 11 略

、前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等

第十五条

略

2 期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、 又は都市計画税については、 て特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税 ける農地を除く。 域農地」という。)以外の農地に該当するもの 定の適用を受ける市街化区域農地 十二年度までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規 れた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で平成三十年度から 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら のうち、 当該農地が当該各年度の前年度に係る賦 当該各年度の前年度に係る賦課期日に (以下この条において「特定市街化区 (次項の規定の 適用を受 平成三 お

法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

3

課期日 十年度、 いて、 規定 年度 までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合に 賦  $\mathcal{O}$ 元年度分 に 1 あ 土地をいう。 するもの 般農地等 域 号に掲げる農地で令和元年度に係る 農地以 のうち、 附則第十九条の三、 固定資産税又は都市計画税については、 あつては平成三十年度分、 て特定市街化区域農地に該当したものに係る平成三十年度一 つては平成二十九年度、 課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみな 0 所則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について 法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。 当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地 適用がなかつたものとみなして平成三十年度から令和 (以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。 令 和 外の農地に該当するもの (以下この 当該農地の類似土地 係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当 次項第一 という。) 又は同条第六項第四号に掲げる農地で令 年 令 度 和 項において 一号において同じ。 第十九条の四、 一年度 般農地 令和 令和元年度 般農地等 等 元年度 「令和一 (法附則第十七条第七号に規定する類似 (以下この項において にあつては令和 第二十七条又は第二十七条の二の 一年度 般農地等 賦課期日において特定市街化区 当該類似土地が前年度に係る 般農地等 が平成三十年度一 にあつては令和 般農地等 元年度に係る にあつては平成三 にあつては令 「令和元年度 」という。 一年度 般農地等に 般農地 年 度 分 にお 和 等 賦 和

0

項において

「平成三十年度一

般農地等」という。

同条第六項第三

(以下こ

説期 日に

おいて特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの

4

4 規定の 三十 課期日 十年度、 度 1 までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合にお 法附則第十九条の三、第十九条の四、 て、 賦 の固定資産税又は都市計画税については、 にあつては平成三十年度分、 いて特定市街化区域農地に該当したものに係る平成三十年度一 あつては平成二十九年度、 土地をいう。 するもの 十二年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当 域農地以外の農地に該当するもの 号に掲げる農地で平成三十一年度に係る賦課期日におい の項において 課期日に のうち、 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について 課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみな て、 般農地等」という。) 又は同条第六項第四号に掲げる農地で平 法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。 当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地 適用がなかつたものとみなして平成三十年度から平成三 年 (以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。 度分、 平成三十! おいて特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの (以下この項において 当該農地の類似土地 次項第二号において同じ。 「平成三十年度一般農地等」という。 平成三 一年度一 <u>十</u> 年度一 平成三十 般農地等にあつては平成一 平成三十一年度 「平成三十二年 (法附則第十七条第七号に規定する類似 般農地等にあつては平 (以下この項において 一年度 第二十七条又は第二十七条 当該類似土地が前年度に係 が平成三十年度一 般農地等にあつては 一般農地等にあつては 度 般農地等」 = +1 成 て特定市 同条第六項 「平成 年 般農地 + 度に という。  $\overline{+}$ 般農地 (以下こ 水の二の 平成三 係る + 街 年 一年度 に -度分 平成 等に 成三 化区 第三 年 賦

の規定を適用して算定するものとする。 域農地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる期日において、第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項のの規定を適用して算定するものとする。

## 略

同項の市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなす。十九第一項の市に対して準用し、及び適用する場合には、特別区並びにて、法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の5 平成三十年度から令和二年度 までの各年度分の都市計画税につい

5

税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計

画

第三十三条 略

の規定を適用して算定するものとする。 域農地以外の農地に該当するものとみなして、 特定市街化区域農地にあつては前項の規定の 規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、 期日において、 に該当するときは、 第一 号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項 当該特定市街化区域農地が、 適用を受ける特定市 それぞれ第二項又は前 当該各年度に係る賦 第二号に掲げる 街 化区  $\mathcal{O}$ 

## 略

同項の市の区及び総合区の区域は、 十九第一項の市に対して準用 平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の都市計画税につい 度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したも する特定市街化区域農地でその類似土地が平成三十年度に係る賦課期 特定市街化区域農地に該当したもの、 られた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地に該当する特定市 る農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成三十一 日において特定市街化区域農地に該当したもの又は同項第四号に 化区域農地でその類似土地が平成二十九年度に係る賦課期日に 法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替 及び適用する場合には、 の市の区域とみなす。 同項第三号に掲げる農地に該当 一百五十二条 特別区 単並びに において 掲げ 年 街 え

税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画

第三十三条 略

それぞれ次に定める土地 」という。)である土地以外の土地 規定する特定被災共用土地 1 ている場合には、 用地の面積 宅用地の全部又は一 が平成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住 ている当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等 期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 までに掲げる者 住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、 法附則第五十六条第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に 該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号 人等が取得した当該被災住宅用地の一 )が平成二十四年度から令和三年度 従前所有者等」という。)が平成二十三年三月十日において被災 その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部 前項第一号又は第二号に掲げる者 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有 (以下この号及び次項において「相続人等」という 前項第三号から第五号までの規定により当該相続 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅 (次号及び次項において「被災共用土地等 次に掲げる場合の区分に応じ、 (以下この号及び次項において 部の面積又はこれらの規定に までの各年度に係る賦課 (その所有 かつ、 当

より当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部

2及び3 略

4

に定める土地とする。

ち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号法附則第五十六条第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のう

それぞれ次に定める土地」という。)である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、規定する特定被災共用土地(次号及び次項において「被災共用土地等規定する特定被災共用土地(次号及び次項において「被災共用土地等

イ 。)が平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課 期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、 用地の面積 宅用地の全部又は一 が平成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住 より当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部 ている場合には、 ている当該被災住宅用地の全部又は一 までに掲げる者(以下この号及び次項において「相続人等」という 該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号 人等が取得した当該被災住宅用地の一 「従前所有者等」という。)が平成二十三年三月十日において被災 その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部 前項第一号又は第二号に掲げる者 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有 前項第三号から第五号までの規定により当該相続 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅 (以下この号及び次項において 部の面積又はこれらの規定に 部の面積が当該従前所有者等 (その所有し かつ、 当

令で定めるもの)を超える場合は、当該面積に相当する土地)に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省

口

部又は 持分を有している場合には、 地の面積のうち、 用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用 面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅 り当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部 年三月十日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部 当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ず ている場合 において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有し が平成二十四年度から令和三年度 面 る被災住宅用地の面積(当該面積が当該従前所有者等が平成二十三 面積 従前所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の の合計に相当する土地 一部を所有しており、 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している 総務省令で定めるもの)を超える場合には 前項第三号から第五号までの規定によ かつ、 当該従前所有者等又は相続 までの各年度に係る賦課期 当該 人等 全 有

持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が平成二十四年度から令和三年度 までの各年度等又は相続人等が平成二十四年度から令和三年度 までの各年度 までの各年度 までのといて共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者

令で定めるもの)を超える場合は、当該面積に相当する土地)に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省

口

の面積 部又は 面積) 用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用 持分を有している場合には、 年三月十日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部 地の面積のうち、 面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅 り当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部 当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ず ている場合 が平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期 において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有し る被災住宅用地の面積(当該面積が当該従前所有者等が平成二十三 従前所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用 の合計に相当する土地 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共 部を所有しており、 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している 総務省令で定めるもの)を超える場合には 前項第三号から第五号までの規定によ かつ、 当該従前所有者等又は相続 地 当該 人等  $\mathcal{O}$ 全

部又は 持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有 等又は相続人等が平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度 共有持分を有している場合 に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一 従前所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用 部について共有持分を有しており、 各従前所有者等又は各相続人等が共有 かつ、 当該従前 部について 地 所 有者 0) 全

者等が平成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被 災住宅用地の 被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被 は 規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しく 住宅用地の 災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災 持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積 は いて共有持分を有している場合には、 当該 部 0 面 面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該 面積 積 面積のうち、 0 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は 合計に相当する土地 総務省令で定めるもの) 前項第三号から第五号までの (当該面積が当該従前 を超える場合に 一部につ 所 有

略

5

分 附則第五十六条第三項に規定する専有部分をいう。 十三年三月十日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分 を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。 号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分 度から令和三年度 地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等 分の割合とは、 項において同じ。 課期日において平成二十三年三月十日において有していた被災共用 前 ( 別 荘 項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部 平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部 (第三十六条第二項に規定する別荘をいう。 平成二十四年度から令和三年度 までの各年度に係る賦課期日において第三項第三 (第七項において 「特定専有部分」という。 第十五項及び第二十 までの各年度に係る 第七項において同 (平成二十四 )が平成二 法  $\mathcal{O}$ 年 土 5

> 持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積 は、 災住宅用地の面積のうち、 被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被 は 規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しく 住宅用地の面積 災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災 者等が平成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被 いて共有持分を有している場合には、 当該 部 の面積又はこれらの規定により当該相続 (面積) 0) (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は 合計に相当する土地 総務省令で定めるもの) 前項第三号から第五号までの (当該面積が当該従 人等が取得した当該 を超える場合に 部につ 前 所 有

略

うち、 分 四項において同じ。 附則第五十六条第三項に規定する専有部分をいう。 十三年三月十日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分 を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。 号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分 度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において第三項第三 地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等 賦課期日において平成二十三年三月十日において有していた被災共用 分の割合とは、 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部 ( 別 荘 平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部 (第三十六条第二項に規定する別荘をいう。 平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る (第七項において 「特定専有部分」 第十五項及び第二十 第七項において同 (平成二十 という。 が平成二 兀 (法 0) 年

被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6 5 30

略

じ。) の用に供する部分を除く。) であつた部分の床面積の合計の当該 |

じ。)の用に供する部分を除く。)であつた部分の床面積の合計の当該 被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

# 附則第三条による改正(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百十六号))

第一条 この政令は、令和元年十月一日 から施行する。ただし、附則第一条 この政令は、令和元年十月一日 から、附則第七条及び第八条の規定は平成二十七年四月一日から、附則第七条及び第八条の規定は平成三十一年四月一日から施行する。	お 地 成 の こ 期
二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正領項において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。)	二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正項において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。
の上し、付則有い各の上一をが付則高いその上二の見官は、予知七月七十方税法施行令(以下「新令」という。)第三十五条の十七、第三十五条	の上し、付則常さ巻の上一をが付則第さ巻の上二の見定は、区戊三十二方税法施行令(以下「新令」という。)第三十五条の十七、第三十五条
十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間月 から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間(新令第三十五条の	十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間(新令第三十五条の
正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十をいう。以下この条において同じ。)とする徴収取扱費(地方税法等改	正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十をいう。以下この条において同じ。)とする徴収取扱費(地方税法等改
支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。)の	支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。)の
改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等	改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。ては、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用につい費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五

第三十五条	第七十二条の百三第三	第七十二条の百三第三項、社
の十七第一	項	会保障の安定財源の確保等を
項		図る税制の抜本的な改革を行
		うための地方税法及び地方交
		付税法の一部を改正する法律
		(平成二十四年法律第六十九
		号。以下この条及び附則第六
		条の十一において「地方税法
		等改正法」という。) 附則第
		二条の規定によりなお従前の
		例によることとされた地方税
		法等改正法第一条の規定によ
		る改正前の地方税法(以下こ
		の条及び附則第六条の十一に
		おいて「旧地方税法」という
		。)第七十二条の百三第三項
		及び地方税法等改正法附則第
		八条の規定によりなお従前の
		例によることとされた地方税

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。ては、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用につい費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五

第三十五条 第七十二条の百三第三 第七十二条の百三第三項、社 (平成二十四年法律第六十九 ) (中税法の一部を改正する法律 ) (中成二十四年法律第六十九 ) (中域法の一部を改正する法律 ) (中域法の一部を改正する法律 ) (中域法の一部を改正する法律 ) (中域法の一部を改正する法律 ) (中域法の一部を改正する法律 ) (中域法の一部を改正する法律 ) (中域法の一定 ) (中域法の一部を改正する法律 ) (中域法の一部を改正法の正法的の規定によりなお従前の ) (中域法等改正法的 ) (中域法等改正法的 ) (中域法等改正法的 ) (中域法等改正法的 ) (中域法等改正法的 ) (中域法等改正法的 ) (中域法等 )																		
十七第一 項 会保障の安定財源の確 三十五条 第七十二条の百三第三 会保障の安定財源の確 三十五条 第七十二条の百三第三 会保障の安定財源の確 一年 会の十一において「地条の十一において「地条の十一において「地条の上す」という。) 一条の十一において「地条の上する。)第七十二条の百三第三 を改正法」という。) 一条の規定によりなおる。)第七十二条の百三第三 の条及び附則第六条のの条及び附則第六条の相 が入条の規定によりなおた。) の条の規定によりなおた。) の条及び附則第六条の相 が入条の規定によりなおた。) の条及び附則第六条の相 の条及び附則第六条の相 の条及び附則第六条の相 の条の規定によりなおた。)																		
第七十二条の百三第三会保障の安定財源の確																項	の十七第一	第三十五条
(保障の安定財源の確認を改正法」という。) (保障の安定財源の確認を改正法」という。) (本成二十四年法律第一条の規定によることとされたで、以下この条及び財票でよりなおいて、「地方税法」という。) (本成二十四年法律第一条の規定によることとされたで、以下この条及び財票が表がで、「地方税法」という。) (で地方税法第一条の規定によりなおが、条の規定によることとされた。) 第七十二条の百三第三条の規定によることとされた。																	項	第七十二条の百三第三
	例によることとされた地方に	条の	地方税法等改正法附	)第七	いて「旧	条及び附則第六条の十一	改正前の地方税法(以	法等改正法第一条の規定によ	地方	の規定によりなお従前	附	の十一において	(平成二十四年法律第六十十	0)	めの地方税法及び	$\mathcal{O}$	の安定財源の	

同条第三項
第七十二条の百四

							項	の十七第二	第三十五条												
頭・一条の百三第三									第七十二条の百四									項	第七十二条の百五第二		
方税法等改正法附則第二条の第七十二条の百三第三項、地	二条の百四	た元年旧地方税法第七十	お従前の例によることとされ	法附則第八条の規定によりな	条の百四及び地方税法等改正	とされた旧地方税法第七十二	よりなお従前の例によること	等改正法附則第二条の規定に	第七十二条の百四、地方税法	項	法第七十二条の百五第二	ることとされた元年旧地方税	規定によりなお従前の例によ	方税法等改正法附則第八条の	七十二条の百五第二項及び地	ることとされた旧地方税法第	規定によりなお従前の例によ	方税法等改正法附則第二条の	第七十二条の百五第二項、地	三項	税法第七十二条の百四第
							項	の十七第二	第三十五条												
項第七十二条の百三第三									第七十二条の百四									項	第七十二条の百五第二		
方税法等改正法附則第二条の第七十二条の百三第三項、地	二条の百四	た三十一年旧地方税法第七十	お従前の例によることとされ	法附則第八条の規定によりな	条の百四及び地方税法等改正	とされた旧地方税法第七十二	よりなお従前の例によること	等改正法附則第二条の規定に	第七十二条の百四、地方税法	項	方税法第七十二条の百五第二	ることとされた三十一年旧地	規定によりなお従前の例によ	方税法等改正法附則第八条	七十二条の百五第二項及び地	ることとされた旧地方税法第	規定によりなお従前の例によ	方税法等改正法附則第二条の	第七十二条の百五第二項、	三項	地方税法第七十二条の百四第

第九条の六第三項及び地方税			第九条の六第三項及び地方税		
こととされた旧地方税法附則			こととされた旧地方税法附則		
定によりなお従前の例による		項	定によりなお従前の例による		項
税法等改正法附則第二条の規		の十一第一	税法等改正法附則第二条の規		の十一第一
附則第九条の六第三項、地方	附則第九条の六第三項	附則第六条	三項 附則第九条の六第三項、地方	附則第九条の六第三項	附則第六条
項			項		
方税法第七十二条の百五第二			法第七十二条の百五第二		
ることとされた三十一年旧地			ることとされた元年旧地方税		
規定によりなお従前の例によ			規定によりなお従前の例によ		
方税法等改正法附則第八条の			方税法等改正法附則第八条の		
七十二条の百五第二項及び地			七十二条の百五第二項及び地		
ることとされた旧地方税法第			ることとされた旧地方税法第		
規定によりなお従前の例によ			規定によりなお従前の例によ		
方税法等改正法附則第二条の	項		方税法等改正法附則第二条の	項	
第七十二条の百五第二項、地	第七十二条の百五第二		第二 第七十二条の百五第二項、地	第七十二条の百五第二	
項			項		
方税法第七十二条の百三第三			法第七十二条の百三第三		
ることとされた三十一年旧地			ることとされた元年旧地方税		
規定によりなお従前の例によ			規定によりなお従前の例によ		
方税法等改正法附則第八条の			方税法等改正法附則第八条の		
七十二条の百三第三項及び地			七十二条の百三第三項及び地		
ることとされた旧地方税法第			ることとされた旧地方税法第		
規定によりなお従前の例によ			 規定によりなお従前の例によ		

 附則第九条の八第二項、地方	附則第九条の八第二項
条の七	
元年旧地方税法 附則第九	
従前の例によることとされた	
附則第八条の規定によりなお	
条の七及び地方税法等改正法	
とされた旧地方税法附則第九	
よりなお従前の例によること	
等改正法附則第二条の規定に	
法附則第九条の七、地方税法	同条
の七	
年旧地方税法 附則第九条	
前の例によることとされた元	
則第八条の規定によりなお従	
の七及び地方税法等改正法附	
された旧地方税法附則第九条	
りなお従前の例によることと	
改正法附則第二条の規定によ	
附則第九条の七、地方税法等	附則第九条の七
附則第九条の六第三項	
ととされた元年旧地方税法	
によりなお従前の例によるこ	
 法等改正法附則第八条の規定	

条の七 三十一年旧地方税法附則第九	
一年旧地方税法附則第	
の修にしてことと言れ	
り列こよるこうに	
附則第八条の規定によりなお	
条の七及び地方税法等改正法	
とされた旧地方税法附則第九	
よりなお従前の例によること	
等改正法附則第二条の規定に	
法附則第九条の七、地方税法	同条
の七	
十一年旧地方税法附則第九条	
前の例によることとされた三	
則第八条の規定によりなお従	
の七及び地方税法等改正法附	
された旧地方税法附則第九条	
りなお従前の例によることと	
改正法附則第二条の規定によ	
附則第九条の七、地方税法等	附則第九条の七
法附則第九条の六第三項	
ととされた三十一年旧地方税	
によりなお従前の例によるこ	
法等改正法附則第八条の規定	

											項	の十一第二	附則第六条								
				附則第九条の六第三項									附則第九条の七								
法等改正法附則第八条の規定第九条の六第三項及び地方税	こととされた旧地方税法附則	定によりなお従前の例による	税法等改正法附則第二条の規	附則第九条の六第三項、地方	の七	年旧地方税法 附則第九条	前の例によることとされた元	則第八条の規定によりなお従	の七及び地方税法等改正法附	された旧地方税法附則第九条	りなお従前の例によることと	改正法附則第二条の規定によ	附則第九条の七、地方税法等	一附則第九条の八第二項	ととされた元年旧地方税法	によりなお従前の例によるこ	法等改正法附則第八条の規定	第九条の八第二項及び地方税	こととされた旧地方税法附則	定によりなお従前の例による	税法等改正法附則第二条の規
											項	の十一第二	附則第六条								
				附則第九条の六第三項							項	の十一第二	附則第六条一附則第九条の七								

法の一部を改正する法律(平			法の一部を改正する法律(平		
めの地方税法及び地方交付税			めの地方税法及び地方交付税		
税制の抜本的な改革を行うた			税制の抜本的な改革を行うた		
障の安定財源の確保等を図る	定期間内	項	障の安定財源の確保等を図る	定期間内	項
、平成三十一年九月に社会保	、当該各徴収取扱費算	の十七第一	、 令和元年九月 に社会保	、当該各徵収取扱費算	の十七第一
(次項	(以下この条	第三十五条	(次項	(以下この条	第三十五条
	同表の下欄に掲げる字句とする。	同表の下欄に		の下欄に掲げる字句とする。	同表の下欄に
の中欄に掲げる字句は、それぞれ	の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、	の表の上欄に	の中欄に掲げる字句は、それぞれ	の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、	の表の上欄に
附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次	の十一及び附則第六条の	、附則第六条	の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次	今の十一及び附則第六条の	、附則第六条
徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八	支払についての新令第三	徴収取扱費の	徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八	支払についての新令第三	徴収取扱費の
月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする	年九月から十一月までの	2 平成三十一	期間を徴収取扱費算定期間とする	から一十一月までの	2 令和元年九月
法附則第九条の八第二項			附則第九条の八第二項		
ととされた三十一年旧地方税			ととされた元年旧地方税法		
によりなお従前の例によるこ			によりなお従前の例によるこ		
法等改正法附則第八条の規定			法等改正法附則第八条の規定		
第九条の八第二項及び地方税			第九条の八第二項及び地方税		
こととされた旧地方税法附則			こととされた旧地方税法附則		
定によりなお従前の例による			定によりなお従前の例による		
税法等改正法附則第二条の規			税法等改正法附則第二条の規		
附則第九条の八第二項、地方	附則第九条の八第二項		附則第九条の八第二項、地方	附則第九条の八第二項	
法附則第九条の六第三項			附則第九条の六第三項		
ととされた三十一年旧地方税			ととされた元年旧地方税法		
によりなお従前の例によるこ			によりなお従前の例によるこ		

する還付金等をいう。以下こ れた額の総額(同月に元年旧 込むべき貨物割として納付さ 則第六条の十一において「元 地方税法(以下この条及び附 額を加算した額とする。)と 算されるべき額がある場合に の百五第二項の規定により加 年旧地方税法 等に相当する額を控除し、元 」という。)が還付された場 の条において「旧法還付金等 還付金等(同条第三項に規定 四の規定により貨物割に係る 規定により当該道府県に払い 年旧地方税法 成二十四年法律第六十九号) あつては当該加算されるべき 合にあつては当該旧法還付金 地方税法 第二条の規定による改正前の 第七十二条の百三第三項の 和 元年十月 第七十二条の百 」という。 第七十二条 及び十一月

算されるべき額がある場合に 等に相当する額を控除し、三 する還付金等をいう。以下こ 還付金等(同条第三項に規定 四の規定により貨物割に係る 年旧地方税法第七十二条の百 れた額の総額(同月に三十一 込むべき貨物割として納付さ 規定により当該道府県に払い 十一年旧地方税法」という。 則第六条の十一において「三 地方税法(以下この条及び附 成二十四年法律第六十九号) 額を加算した額とする。)と あつては当該加算されるべき の百五第二項の規定により加 合にあつては当該旧法還付金 」という。)が還付された場 の条において「旧法還付金等 第二条の規定による改正前の 第七十二条の百三第三項の 成 一年旧地方税法第七十二条 年十月及び十一月

																	***		Faka			
																	項	の十七第二	第三十五条			
																			法第七十二条の百四	の二十二分の十	定期間内	(当該各徴収取扱費算
等が同年九月に還付されたも	える額に相当する旧法還付金	額)を超えるときは、当該超	にあつては、これを加算した	加算されるべき額がある場合	条の百五第二項の規定により	元年旧地方税法 第七十二	当該徴収取扱費算定期間内に	として納付された額の総額(	道府県に払い込むべき貨物割	百三第三項の規定により当該	旧地方税法 第七十二条の	徴収取扱費算定期間内に元年	還付金等に相当する額が当該	れた場合であつて、当該旧法	に係る旧法還付金等が還付さ	条の百四の規定により貨物割	元年旧地方税法 第七十二	での徴収取扱費算定期間内に	令和元年六月 から八月ま	との合計額の十七分の十		(同年十月及び十一月
																	項	の十七第二	第三十五条			
																			法第七十二条の百四	の二十二分の十	定期間内	(当該各徴収取扱費算
等が同年九月に還付されたも	える額に相当する旧法還付金	額)を超えるときは、当該超	にあつては、これを加算した	加算されるべき額がある場合	条の百五第二項の規定により	三十一年旧地方税法第七十二	当該徴収取扱費算定期間内に	として納付された額の総額	道府県に払い込むべき貨物割	百三第三項の規定により当該	一年旧地方税法第七十二条の	徴収取扱費算定期間内に三十	還付金等に相当する額が当該	れた場合であつて、当該旧法	に係る旧法還付金等が還付さ	条の百四の規定により貨物割	三十一年旧地方税法第七十二	での徴収取扱費算定期間内に	平成三十一年六月から八月ま	との合計額の十七分の十		(同年十月及び十一月

旧法還付金等及び還付金等が	還付金等が当該徴収取
額)との合計額	額)
	問内
同年十月及び十一月	当該徴収取扱費算定期
月	
した額)と同年十月及び十一	
場合にあつては、これを加算	
より加算されるべき額がある	
十二条の百五第二項の規定に	
月に元年旧地方税法第七	
して納付された額の総額(同	
府県に払い込むべき貨物割と	
三第三項の規定により当該道	
地方税法第七十二条の百	扱費算定期間内
の合計額が同年九月に元年旧	した日の属する徴収取
当該還付金等に相当する額と	が当該還付金等を還付
旧法還付金等に相当する額と	還付金等に相当する額
第七十二条の百四	
又は同年十月及び十一月に法	
法還付金等が還付された場合	
の規定により貨物割に係る旧	
方税法 第七十二条の百四	
のとみなし、同月に元年旧地	

旧法還付金等及び還付金等が	還付金等が当該徴収取
額)との合計額	額)
	問内
同年十月及び十一月	当該徴収取扱費算定期
月	
した額)と同年十月及び十一	
場合にあつては、これを加算	
より加算されるべき額がある	
十二条の百五第二項の規定に	
月に三十一年旧地方税法第七	
して納付された額の総額(同	
府県に払い込むべき貨物割と	
三第三項の規定により当該道	
年旧地方税法第七十二条の百	扱費算定期間内
の合計額が同年九月に三十一	した日の属する徴収取
当該還付金等に相当する額と	が当該還付金等を還付
旧法還付金等に相当する額と	還付金等に相当する額
第七十二条の百四	
又は同年十月及び十一月に法	
法還付金等が還付された場合	
の規定により貨物割に係る旧	
旧地方税法第七十二条の百四	
のとみなし、同月に三十一年	

																	項	<u>の</u>	附			
																		十一第一	附則第六条			
																	定期間内	、当該各徴収取扱費算	(以下この条		収取扱費算定期間内に	扱費算定期間の次の徴
年十月及び十一月	を加算した額とする。)と同	つては当該加算されるべき額	されるべき額がある場合にあ	の八第二項の規定により加算	年旧地方税法 附則第九条	等に相当する額を控除し、元	合にあつては当該旧法還付金	」という。)が還付された場	の条において「旧法還付金等	する還付金等をいう。以下こ	に係る還付金等(同条に規定	九条の七の規定により譲渡割	に元年旧地方税法が則第	て納付された額の総額(同月	県に払い込むべき譲渡割とし	第三項の規定により当該道府	地方税法が則第九条の六	、 令和元年九月 に元年旧	(次項	間内に還付金等として	までの徴収取扱費算定期	同年十二月から令和二年二月
																	項	の十一第一	附則第六条			
																	定期間内	、当該各徴収取扱費算	(以下この条		収取扱費算定期間内に	扱費算定期間の次の徴
年十月及び十一月	を加算した額とする。)と同	つては当該加算されるべき額	されるべき額がある場合にあ	の八第二項の規定により加算	十一年旧地方税法附則第九条	等に相当する額を控除し、三	合にあつては当該旧法還付金	」という。)が還付された場	の条において「旧法還付金等	する還付金等をいう。以下こ	に係る還付金等(同条に規定	九条の七の規定により譲渡割	に三十一年旧地方税法附則第	て納付された額の総額(同月	県に払い込むべき譲渡割と	第三項の規定により当該道府	年旧地方税法附則第九条の六	、平成三十一年九月に三十	(次項	間内に還付金等として	二月までの徴収取扱費算定期	同年十二月から平成三十二年

																	項	の十一第二	附則第六条			
																			法附則第九条の七	の二十二分の十	定期間内	(当該各徴収取扱費算
年九月に還付されたものとみ	に相当する旧法還付金等が同	超えるときは、当該超える額	ては、これを加算した額)を	れるべき額がある場合にあつ	八第二項の規定により加算さ	旧地方税法が則第九条の	徴収取扱費算定期間内に元年	て納付された額の総額(当該	県に払い込むべき譲渡割とし	第三項の規定により当該道府	地方税法 附則第九条の六	収取扱費算定期間内に元年旧	付金等に相当する額が当該徴	た場合であつて、当該旧法還	係る旧法還付金等が還付され	条の七の規定により譲渡割に	元年旧地方税法 附則第九	での徴収取扱費算定期間内に	令和元年六月 から八月ま	との合計額の十七分の十		(同年十月及び十一月
																	項	の十一第二	附則第六条			
																			法附則第九条の七	の二十二分の	定期間内	(当該各徴収取扱費算
																			の七	+		取扱費算

 同年十二月から令和二年二月	扱費算定期間の次の徴
旧法還付金等及び還付金等が	還付金等が当該徴収取
額)との合計額	額)
	問内
同年十月及び十一月	当該徴収取扱費算定期
額)と同年十月及び十一月	
にあつては、これを加算した	
加算されるべき額がある場合	
九条の八第二項の規定により	
に元年旧地方税法 附則第	
て納付された額の総額(同月	
県に払い込むべき譲渡割とし	
第三項の規定により当該道府	
地方税法 附則第九条の六	扱費算定期間内
の合計額が同年九月に元年旧	した日の属する徴収取
当該還付金等に相当する額と	が当該還付金等を還付
旧法還付金等に相当する額と	還付金等に相当する額
条の七	
十月及び十一月に法附則第九	
等が還付された場合又は同年	
より譲渡割に係る旧法還付金	
附則第九条の七の規定に	
 なし、同月に元年旧地方税法	

同年十二月から平成三十二年	扱費算定期間の次の徴
旧法還付金等及び還付金等が	還付金等が当該徴収取
額)との合計額	額)
	門内
同年十月及び十一月	当該徴収取扱費算定期
額)と同年十月及び十一月	
にあつては、これを加算した	
加算されるべき額がある場合	
九条の八第二項の規定により	
に三十一年旧地方税法附則第	
て納付された額の総額(同月	
県に払い込むべき譲渡割とし	
第三項の規定により当該道府	
年旧地方税法附則第九条の六	扱費算定期間内
の合計額が同年九月に三十一	した日の属する徴収取
当該還付金等に相当する額と	が当該還付金等を還付
日法還付金等に相当する額と	還付金等に相当する額
条の七	
十月及び十一月に法附則第九	
等が還付された場合又は同年	
より譲渡割に係る旧法還付金	
税法附則第九条の七の規定に	
なし、同月に三十一年旧地方	

収取扱費算定期間内に 内に還付金等として までの徴収取扱費算定期

3 の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中 により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条 される新令第三十五条の十七、 る徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用 ける令和元年九月から 前 された地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従 の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合にお 地 方税法等改正法附則 第二条の規定によりなお従前の例によることと 十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とす 新令第三十五条の十八、 同項後段の規定 3

欄に掲げる字句は、 の規 第 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

以下この条及び附則第六条の		
定による改正前の地方税法(		
正法」という。)第二条の規		
十一において「地方税法等改		
以下この条及び附則第六条の		
成二十四年法律第六十九号。		七第一項
法の一部を改正する法律(平		十五条の十
めの地方税法及び地方交付税		る新令第三
税制の抜本的な改革を行うた		て適用され
障の安定財源の確保等を図る	定期間内	り読み替え
、令和元年九月に社会保	、当該各徴収取扱費算	の規定によ
各期間(次項	各期間(以下この条	第一項後段

間内に還付金等として

収取扱費算定期間内に

二月までの徴収取扱費算定期

欄に掲げる字句は、 により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条 される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、 る徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用 ける平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とす 前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合にお された地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従 十二の規定の適用については、 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることと それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中 同項後段の規定

以下この条及び附則第六条の		
定による改正前の地方税法(		
正法」という。)第二条の規		
十一において「地方税法等改		
以下この条及び附則第六条の		
成二十四年法律第六十九号。		七第一項
法の一部を改正する法律(平		十五条の十
めの地方税法及び地方交付税		る新令第三
税制の抜本的な改革を行うた		て適用され
障の安定財源の確保等を図る	定期間内	り読み替え
、平成三十一年九月に社会保	、当該各徴収取扱費算	の規定によ
各期間(次項	各期間(以下この条	第一項後段

方税法 に定める日(以下この項及び 当該道府県に払い込むべき貨 法等改正法附則第一条第三号 物割として納付された額の総 条の百三第三項の規定により 等改正法附則第二条の規定に 条の百三第三項及び地方税法 法 十一において「元年旧地方税 附則第六条の十一第一項にお 物割に係る還付金等 十二条の百四の規定により貨 定によりなお従前の例による 税法等改正法附則第二条の規 方税法」という。) 第七十二 第六条の十一において「旧地 とされた地方税法等改正法第 よりなお従前の例によること こととされた旧地方税法第七 条の規定による改正前の 第七十二条の百四及び地方 (同月に元年旧地方税法 」という。)第七十二 (以下この条及び附則 (地方税 地

方税法 に定める日(以下この項及び 法等改正法附則第一条第三号 法第七十二条の百四及び地方 物割として納付された額の総 当該道府県に払い込むべき貨 条の百三第三項の規定により 等改正法附則第二条の規定に 附則第六条の十一第一項にお 物割に係る還付金等 十二条の百四の規定により貨 定によりなお従前の例による 税法等改正法附則第二条の規 方税法」という。) 第七十二 第六条の十一において「旧地 とされた地方税法等改正法第 よりなお従前の例によること 条の百三第三項及び地方税法 方税法」という。) 第七十二 こととされた旧地方税法第七 条の規定による改正前の地 (同月に三十一年旧地方税 (以下この条及び附則 (地方税

十一において「三十一年旧地

及び十 法還付金等」という。) が環 う。 税法 する。)と令和元年十月 ある場合にあつては当該加算 の規定によりなお従前の例に 地方税法等改正法附則第二条 第七十二条の百五第二項及び 控除し、 付された場合にあつては当該 地方税法第七十二条の百四第 前の例によることとされた旧 則第二条の規定によりなお従 三項及び地方税法等改正法附 されるべき額を加算した額と 定により加算されるべき額が 第七十二条の百五第二項の規 よることとされた旧地方税法 旧法還付金等に相当する額を 三項に規定する還付金等をい いて「一部施行日」という。 前に還付された元年旧地方 以下この条において「旧 元年旧地方税法 第七十二条の百四第

されるべき額を加算した額と 地方税法等改正法附則第二条 付された場合にあつては当該 地方税法第七十二条の百四第 前の例によることとされた旧 則第二条の規定によりなお従 いて「一部施行日」という。 する。)と平成三十一年十月 ある場合にあつては当該加算 定により加算されるべき額が 第七十二条の百五第二項の規 の規定によりなお従前の例に 第七十二条の百五第二項及び 控除し、 旧法還付金等に相当する額を 法還付金等」という。)が環 三項及び地方税法等改正法附 地方税法第七十二条の百四第 及び十一月 よることとされた旧地方税法 三項に規定する還付金等をい 前に還付された三十一年旧 以下この条において「旧 三十一年旧地方税法

	旧地方税法」という。		
	一こおハて「三十一年」		一こおいて「元年日也」 条及び附則第六条の十
	の地方税法(以下この		の地方税法(以下この
	条の規定による改正前		条の規定による改正前
三十一年旧地方税法	地方税法等改正法第二	元年旧地方税法	地方税法等改正法第二
	法」という。)		法」という。)
	一において「旧地方税		一において「旧地方税
	条及び附則第六条の十		条及び附則第六条の十
	の地方税法(以下この		の地方税法(以下この
	条の規定による改正前		条の規定による改正前
旧地方税法	地方税法等改正法第一	旧地方税法	地方税法等改正法第一
	°)		° )
	税法等改正法」という		税法等改正法」という
	の十一において「地方		の十一において「地方
	この条及び附則第六条		この条及び附則第六条
	法律第六十九号。以下		法律第六十九号。以下
	る法律(平成二十四年		る法律(平成二十四年
	付税法の一部を改正す		付税法の一部を改正す
	の地方税法及び地方交		の地方税法及び地方交
	本的な改革を行うため		本的な改革を行うため
	確保等を図る税制の抜		確保等を図る税制の抜
地方税法等改正法	社会保障の安定財源の	地方税法等改正法	社会保障の安定財源の

										七第二項	十五条の十	る新令第三	て適用され	り読み替え	の規定によ	第一項後段						
																法第七十二条の百四、	の二十二分の十		法	定期間内	(当該各徴収取扱費算	
地方税法第七十二条の百三第	前の例によることとされた旧	則第二条の規定によりなお従	三項及び地方税法等改正法附	税法第七十二条の百三第	扱費算定期間内に元年旧地方	等に相当する額が当該徴収取	合であつて、当該旧法還付金	旧法還付金等が還付された場	四の規定により貨物割に係る	た旧地方税法第七十二条の百	お従前の例によることとされ	法附則第二条の規定によりな	条の百四及び地方税法等改正	元年旧地方税法 第七十二	での徴収取扱費算定期間内に	令和元年六月 から八月ま	との合計額の十七分の十	た法	(一部施行日以後に還付され		(同年十月及び十一月	
										七第二項	十五条の十	る新令第三	て適用され	り読み替え	の規定によ	第一項後段						
										七第二項	十五条の十	る新令第三	て適用され	り読み替え	の規定によ	第一項後段と法第七十二条の百四、	の二十二分の十		(法	定期間内	(当該各徴収取扱費算	

年九月に還付されたものとみ 収取扱費算定期間内に元年旧 三項の規定により当該道府県 還付された場合又は同年十月 貨物割に係る旧法還付金等が 規定によりなお従前の例によ た旧地方税法第七十二条の百 法附則第二条の規定によりな 地方税法 納付された額の総額 に払い込むべき貨物割として 七十二条の百四の規定により ることとされた旧地方税法第 方税法等改正法附則第二条の に相当する旧法還付金等が同 超えるときは、 ては、これを加算した額)を れるべき額がある場合にあつ 五第二項の規定により加算さ お従前の例によることとされ 五第二項及び地方税法等改正 第七十二条の百四及び地 同月に元年旧地方税法 第七十二条の百 当該超える額 (当該徴

還付された場合又は同年十月 年九月に還付されたものとみ た旧地方税法第七十二条の百 お従前の例によることとされ 法附則第二条の規定によりな 年旧地方税法第七十二条の百 収取扱費算定期間内に三十 納付された額の総額 三項の規定により当該道府県 貨物割に係る旧法還付金等が 七十二条の百四の規定により ることとされた旧地方税法第 規定によりなお従前の例によ 方税法等改正法附則第二条の 税法第七十二条の百四及び地 なし、同月に三十一年旧地方 に相当する旧法還付金等が同 超えるときは、 れるべき額がある場合にあつ 五第二項の規定により加算さ 五第二項及び地方税法等改正 に払い込むべき貨物割として ては、これを加算した額)を 当該超える額 (当該徴

した額)と同年十月及び十一	
場合にあつては、これを加算	
より加算されるべき額がある	
十二条の百五第二項の規定に	
こととされた旧地方税法第七	
定によりなお従前の例による	
税法等改正法附則第二条の規	
十二条の百五第二項及び地方	
月に元年旧地方税法第七	
して納付された額の総額(同	
府県に払い込むべき貨物割と	
三第三項の規定により当該道	
た旧地方税法第七十二条の百	
お従前の例によることとされ	
法附則第二条の規定によりな	
三第三項及び地方税法等改正	
地方税法第七十二条の百	扱費算定期間内
の合計額が同年九月に元年旧	した日の属する徴収取
当該還付金等に相当する額と	が当該還付金等を還付
旧法還付金等に相当する額と	還付金等に相当する額
百四、	
及び十一月に法第七十二条の	

月	
した額)と同年十月及び十一	
場合にあつては、これを加算	
より加算されるべき額がある	
十二条の百五第二項の規定に	
こととされた旧地方税法第七	
定によりなお従前の例による	
税法等改正法附則第二条の規	
十二条の百五第二項及び地方	
月に三十一年旧地方税法第七	
して納付された額の総額(同	
府県に払い込むべき貨物割と	
三第三項の規定により当該道	
た旧地方税法第七十二条の百	
お従前の例によることとされ	
法附則第二条の規定によりな	
三第三項及び地方税法等改正	
年旧地方税法第七十二条の百	扱費算定期間内
の合計額が同年九月に三十一	した日の属する徴収取
当該還付金等に相当する額と	が当該還付金等を還付
旧法還付金等に相当する額と	還付金等に相当する額
百四、	
及て十一月に滋第七十二条の	

									一第一項	第六条の十	る新令附則	て適用され	り読み替え	の規定によ	第一項後段							
													定期間内	、当該各徴収取扱費算	(以下この条		収取扱費算定期間内に	扱費算定期間の次の徴	還付金等が当該徴収取	額)	間内	当該徴収取扱費算定期
規定により譲渡割に係る還付	旧地方税法附則第九条の七の	従前の例によることとされた	附則第二条の規定によりなお	条の七及び地方税法等改正法	元年旧地方税法 附則第九	納付された額の総額(同月に	に払い込むべき譲渡割として	三項の規定により当該道府県	旧地方税法附則第九条の六第	従前の例によることとされた	附則第二条の規定によりなお	第三項及び地方税法等改正法	地方税法が則第九条の六	、令和元年九月に元年旧	(次項	間内に還付金等として	までの徴収取扱費算定期	同年十二月から令和二年二月	旧法還付金等及び還付金等が	額)との合計額		同年十月及び十一月
									一第一項	第六条の十	る新令附則	て適用され	り読み替え	の規定によ	第一項後段							
													定期間内	、当該各徴収取扱費算	(以下この条		収取扱費算定期間内に	扱費算定期間の次の徴	還付金等が当該徴収取	額)	間内	当該徴収取扱費算定期
規定により譲渡割に係る還付	旧地方税法附則第九条の七の	従前の例によることとされた	附則第二条の規定によりなお	条の七及び地方税法等改正法	三十一年旧地方税法附則第九	納付された額の総額(同月に	に払い込むべき譲渡割として	三項の規定により当該道府県	旧地方税法附則第九条の六第	従前の例によることとされた	附則第二条の規定によりなお	第三項及び地方税法等改正法	年旧地方税法附則第九条の六	、平成三十一年九月に三十	(次項	間内に還付金等として	二月までの徴収取扱費算定期	同年十二月から平成三十二年	旧法還付金等及び還付金等が	額)との合計額		同年十月及び十一月

	定期間内
(同年十月及び十一月	(当該各徴収取扱費算
)と同年十月及び十一月	
べき額を加算した額とする。	
合にあつては当該加算される	
り加算されるべき額がある場	
第九条の八第二項の規定によ	
こととされた旧地方税法附則	
定によりなお従前の例による	
税法等改正法附則第二条の規	
則第九条の八第二項及び地方	
除し、元年旧地方税法 附	
法還付金等に相当する額を控	
された場合にあつては当該旧	
還付金等」という。)が還付	
。以下この条において「旧法	
七に規定する還付金等をいう	
れた旧地方税法附則第九条の	
なお従前の例によることとさ	
正法附則第二条の規定により	
第九条の七及び地方税法等改	
れた元年旧地方税法 附則	
金等(一部施行日前に還付さ	

定期間内	(当該各徴収取扱費算) (同年十月及び十一月	)と同年十月及び	べき額を加算した額とする。	合にあつては当該加算される	り加算されるべき額があ	第九条の八第二項	こととされた旧地方税法	定によりなお従前	税法等改正法附則第二条	則第九条の八第二項及	除し、三十一年旧	法還付金等に相当	された場合にあつては当該	還付金等」という。	。以下この条にお	七に規定する還付金等を	れた旧地方税法附則第九	なお従前の例によ	正法附則第二条の規定により	第九条の七及び地方税法等改	
	<u>-</u> 月	)十一月	に額とする。	5加算される	で額がある場	八第二項の規定によ	方税法附則	の例による	第二条の規	「項及び地方	一年旧地方税法附	相当する額を控	ては当該旧	っ。)が還付	いて「旧法	金等をいう	則第九条の	の例によることとさ	規定により	方税法等改	

た額の総額(当該徴収取扱費			た額の総額(当該徴収取扱費		
むべき譲渡割として納付され			むべき譲渡割として納付され		
定により当該道府県に払い込			定により当該道府県に払い込		
法附則第九条の六第三項の規			法附則第九条の六第三項の規		
によることとされた旧地方税			によることとされた旧地方税		
条の規定によりなお従前の例			条の規定によりなお従前の例		
び地方税法等改正法附則第二			び地方税法等改正法附則第二		
税法   税法   税法   税法   税法   税法   税法   税法			――  附則第九条の六第三項及		
算定期間内に三十一年旧地方			算定期間内に元年旧地方税法		
相当する額が当該徴収取扱費			相当する額が当該徴収取扱費		
あつて、当該旧法還付金等に			あつて、当該旧法還付金等に		
還付金等が還付された場合で			還付金等が還付された場合で		
規定により譲渡割に係る旧法			規定により譲渡割に係る旧法		
旧地方税法附則第九条の七の		一第二項	旧地方税法附則第九条の七の	第二項	一第
従前の例によることとされた		第六条の十	従前の例によることとされた	条の十	第六条の
附則第二条の規定によりなお		る新令附則	附則第二条の規定によりなお	る新令附則	る新
条の七及び地方税法等改正法		て適用され	条の七及び地方税法等改正法	て適用され	て適
三十一年旧地方税法附則第九		り読み替え	元年旧地方税法  附則第九	り読み替え	り読
一での徴収取扱費算定期間内に		の規定によ	での徴収取扱費算定期間内に	の規定によ	の 規
平成三十一年六月から八月ま	法附則第九条の七、	第一項後段	法附則第九条の七、   令和元年六月 から八月ま	第一項後段 法附則第	第一
との合計額の十七分の十	の二十二分の十		分の十との合計額の十七分の十	の二十二分の	
た法			た法		
(一部施行日以後に還付され	(法		(一部施行日以後に還付され	(法	

一当該還付金等に相当する額と	が当該還付金等を還付	当該還付金等に相当する額と	が当該還付金等を還付
旧法還付金等に相当する額と	還付金等に相当する額	旧法還付金等に相当する額と	還付金等に相当する額
則第九条の七、		則第九条の七、	
は同年十月及び十一月に法附		は同年十月及び十一月に法附	
還付金等が還付された場合又		還付金等が還付された場合又	
規定により譲渡割に係る旧法		規定により譲渡割に係る旧法	
旧地方税法附則第九条の七の		旧地方税法附則第九条の七の	
従前の例によることとされた		従前の例によることとされた	
附則第二条の規定によりなお		附則第二条の規定によりなお	
条の七及び地方税法等改正法		条の七及び地方税法等改正法	
三十一年旧地方税法附則第九		元年旧地方税法 附則第九	
されたものとみなし、同月に		されたものとみなし、同月に	
法還付金等が同年九月に還付		法還付金等が同年九月に還付	
、当該超える額に相当する旧		、当該超える額に相当する旧	
加算した額)を超えるときは		加算した額)を超えるときは	
ある場合にあつては、これを		ある場合にあつては、これを	
定により加算されるべき額が		定により加算されるべき額が	
法附則第九条の八第二項の規		法附則第九条の八第二項の規	
によることとされた旧地方税		によることとされた旧地方税	
条の規定によりなお従前の例		条の規定によりなお従前の例	
び地方税法等改正法附則第二		び地方税法等改正法附則第二	
税法附則第九条の八第二項及			
算定期間内に三十一年旧地方		算定期間内に元年旧地方税法	

 同年十二月から令和二年二月	扱費算定期間の次の徴
旧法還付金等及び還付金等が	還付金等が当該徴収取
額)との合計額	額)
	間内
同年十月及び十一月	当該徴収取扱費算定期
と同年十月及び十一月	
つては、これを加算した額)	
されるべき額がある場合にあ	
の八第二項の規定により加算	
された旧地方税法附則第九条	
りなお従前の例によることと	
改正法附則第二条の規定によ	
条の八第二項及び地方税法等	
元年旧地方税法 附則第九	
納付された額の総額(同月に	
に払い込むべき譲渡割として	
三項の規定により当該道府県	
旧地方税法附則第九条の六第	
従前の例によることとされた	
附則第二条の規定によりなお	
第三項及び地方税法等改正法	
地方税法が則第九条の六	扱費算定期間内
 の合計額が同年九月に元年旧	した日の属する徴収取

		. 1																	
扱費算定期間の次の徴還付金等が当該徴収取	間内間内	当友牧 又文 支管 三月																扱費算定期間内	した日の属する徴収取
同年十二月から平成三十二年   旧法還付金等及び還付金等が	: 十 : 十 : 万 : 万 : 万	年十月及び十	つては、これを加算した額)	されるべき額がある場合にあ	の八第二項の規定により加算	された旧地方税法附則第九条	りなお従前の例によることと	改正法附則第二条の規定によ	条の八第二項及び地方税法等	三十一年旧地方税法附則第九	納付された額の総額(同月に	に払い込むべき譲渡割として	三項の規定により当該道府県	旧地方税法附則第九条の六第	従前の例によることとされた	附則第二条の規定によりなお	第三項及び地方税法等改正法	年旧地方税法附則第九条の六	の合計額が同年九月に三十一

| 収取扱費算定期間内に | までの徴収取扱費算定期

間内に還付金等として

4 び により読み替えて適用する場合を含む。 て同じ。 項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。 定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七 項及び附則第六条の十一 附則第六条の十二の規定の適用については、 令 「十七分の十」とする。 和 元年十二月から令和 )、第三十五条の十八、 第一 一年二月まで 項の規定中「二十二分の十」とあるの 附則第六条の十一(第一 以下この項において同じ。 新令第三十五条の十七第 の期間を徴収取扱費算 以下この項にお 項後段の規定 ( 第 及 は 4

## (地方消費税の清算及び交付に関する経過措置)

第五条 いては、 により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用につ えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四 付額の払込みがあるときは、 則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納 りなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附 適用する。 施行日」という。)以後に行われる地方消費税の清算又は交付について される新令第三十五条の二十一の規定は、この政令の施行の日 三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用 新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第 次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は この場合において、 新令附則第六条の十三の規定により読み替 地方税法等改正法附則第二 一条の規定によ (以 下 一の規定

収取扱費算定期間内に | 二月までの徴収取扱費算定

期

間内に還付金等とし

び附則第六条の十二の規定の適用については、 により読み替えて適用する場合を含む。 て同じ。 項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。 定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七 項及び附則第六条の十一 平成三十 十七分の十」とする。 )、第三十五条の十八、 年十一 一月から平成三十 第一 項の規定中「二十二分の十」とあるの 附則第六条の十一 一年二月までの期間を徴収 以下この項において同じ。 新令第三十五条の十七第 第一 以下この項に | 項後段 取 の規定 扱費算 ( 第 お 及

## (地方消費税の清算及び交付に関する経過措置)

第五条 いては、 適用する。 により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十 付額の払込みがあるときは、 則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納 りなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正 施行日」という。)以後に行われる地方消費税の清算又は交付につい される新令第三十五条の二十一の規定は、 三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適 新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令 次の表の上欄に掲げる新令の規定中同 この場合において、 新令附則第六条の十三の規定により 地方税法等改正法附則第二 この政令の施行の 一表の中欄に掲げる字句 一条の規定に 日 適用に 应 (以 下 1の規定 読 み替 は ょ

そ
10
T1
7
h
11
厅
<b>±</b>
1
$\mathcal{O}$
下
100
檷
1.
_, ⊟+
拖
れぞれ同表の下欄に掲げる字句
ス
٦.
子
占
1.
ح
とす
ź
る

の十三の規

附則第六条

定により読

三十五条の 用される第

十九第一項

み替えて適

同表の下欄に掲げる字句とする。	する。	_ 、それぞれ同	それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	する。
法附則第九条の十五	法附則第九条の十五及び社会	附則第六条	法附則第九条の十五	法附則第九条の十五及び社会
	保障の安定財源の確保等を図	の十三の規		保障の安定財源の確保等を図
	る税制の抜本的な改革を行う	定により読		る税制の抜本的な改革を行う
	ための地方税法及び地方交付	み替えて適		ための地方税法及び地方交付
	税法の一部を改正する法律(	用される第		税法の一部を改正する法律(
	平成二十四年法律第六十九号	三十五条の		平成二十四年法律第六十九号
	。以下この項及び次項並びに	十九第一項		。以下この項及び次項並びに
	第三十五条の二十一第一項及			第三十五条の二十一第一項及
	び第二項において「地方税法			び第二項において「地方税法
	等改正法」という。)附則第			等改正法」という。)附則第
	十二条後段			十二条後段
法第七十二条の百三第	法第七十二条の百三第三項、		法第七十二条の百三第	法第七十二条の百三第三項、
三項	地方税法等改正法附則第二条		三項	地方税法等改正法附則第二条
	の規定によりなお従前の例に			の規定によりなお従前の例に
	よることとされた地方税法等			よることとされた地方税法等
	改正法第一条の規定による改			改正法第一条の規定による改
	正前の地方税法(以下この項			正前の地方税法(以下この項
	及び次項並びに第三十五条の			及び次項並びに第三十五条の
	二十一第一項及び第二項にお			二十一第一項及び第二項にお
	いて「旧地方税法」という。			いて「旧地方税法」という。
	)第七十二条の百三第三項及			)第七十二条の百三第三項及
	び地方税法等改正法附則第八			び地方税法等改正法附則第八

		によることとされた旧地方税	
条の規定によりなお従前		条の規定によりなお従前の例	
`		、地方税法等改正法附則第二	
法附則第九条の六第三項後段	同項後段	法附則第九条の六第三項後段	同項後段
条の六第三項前段		条の六第三項前段	
三十一年旧地方税法附則第九		元年旧地方税法 附則第九	
従前		従前の例によることとされた	
附則第八条の規定によりなお		附則第八条の規定によりなお	
項前段及び地方税法等改正法		項前段及び地方税法等改正法	
地方税法附則第九条の六第三		地方税法附則第九条の六第三	
前		前の例によることとされた旧	
則第二条の規定によりなお従		則第二条の規定によりなお従	
項前段、	第三項前段	項前段、地方税法等改正法附	第三項前段
並びに法附則第九条の六第三	及び法附則第九条の六	並びに法附則第九条の六第三	及び法附則第九条の六
三第三項		三第三項	
」という。		」という。)第七十二条の百	
おいて「三十一年旧地方税法		おいて「元年旧地方税法	
の二十一第一項及び第二項に		の二十一第一項及び第二項に	
項及び次項並びに第三十五条		項及び次項並びに第三十五条	
改正前の地方税法		改正前の地方税法(以下この	
等改正法第二条の規定による		等改正法第二条の規定による	
によることとされた地方税法		によることとされた地方税法	
条の規定によりなお従前		条の規定によりなお従前の例	

四第一項
及び法附則第九条の十

													十九第二項	三十五条の	用される第	み替えて適	定により読	の十三の規	附則第六条	
								第三項前段	及び法附則第九条の六									三項	法第七十二条の百三第	
条の六第三項前段	元年旧地方税法 附則第九	従前の例によることとされた	附則第八条の規定によりなお	項前段及び地方税法等改正法	地方税法附則第九条の六第三	前の例によることとされた旧	則第二条の規定によりなお従	項前段、地方税法等改正法附	並びに法附則第九条の六第三	三項	税法第七十二条の百三第	よることとされた元年旧地方	の規定によりなお従前の例に	地方税法等改正法附則第八条	第七十二条の百三第三項及び	よることとされた旧地方税法	の規定によりなお従前の例に	地方税法等改正法附則第二条	法第七十二条の百三第三項、	則第九条の十四第一項
													十九第二項	三十五条の	用される第	み替えて適	定により読	の十三の規	附則第六条	
								第三項前段	及び法附則第九条の六									三項	法第七十二条の百三第	
条の六第三項前段	三十一年旧地方税法附則第九	従前の例によることとされた	附則第八条の規定によりなお	項前段及び地方税法等改正法	地方税法附則第九条の六第三	前の例によることとされた旧	則第二条の規定によりなお従	項前段、地方税法等改正法附	並びに法附則第九条の六第三	三項	地方税法第七十二条の百三第	よることとされた三十一年旧	の規定によりなお従前の例に	地方税法等改正法附則第八条	第七十二条の百三第三項及び	よることとされた旧地方税法	の規定によりなお従前の例に	地方税法等改正法附則第二条	法第七十二条の百三第三項、	則第九条の十四第一項
		附則第九	六第三項前段       旧地方税法       附則第九         の例によることとされた       (1)	六第三項前段       旧地方税法       附則第九         の例によることとされた       第八条の規定によりなお	<ul><li>六第三項前段</li><li>一日地方税法 附則第九</li><li>の例によることとされた</li><li>の例によることとされた</li><li>段及び地方税法等改正法</li></ul>	<ul><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前段</li><li>一次第三項前</li><li>一次第三項前</li><li>一次第三項前</li><li>一次第三項前</li><li>一次第三回前</li><li>一次第三回前</li><li>一次第三回前</li><li>一次第三回前</li><li>一次第三回前</li><li>一次第三回前</li><li>一次第三回前</li><li>一次第三回前</li><li>一次第三回前</li><li>一次第三回前</li><li>一次第三回前</li><li>一次第三回前</li><li>一次第三</li></ul>	例によることとされた旧 明地方税法 附則第九 の例によることとされた 旧地方税法 附則第九 が第三項前段	二条の規定によりなお従   一地方税法   一	項前段、地方税法等改正法附 第三項前段 項前段、地方税法等改正法	第九条の六 並びに法附則第九条の六第三 現前段、地方税法等改正法附 期第二条の規定によりなお従 前の例によることとされた旧 地方税法附則第九条の六第三 項前段及び地方税法等改正法	三項       三項         第九条の六       並びに法附則第九条の六第三         項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法所則第九条の六第三       第三項前段         が則第八条の規定によりなおだ前の例によることとされた旧地方税法 所則第九条の六第三項前段       第三項前段	税法       第七十二条の百三第         三項       三項         第九条の六       並びに法附則第九条の六第三         項前段、地方税法等改正法附       期第二条の規定によりなお従         地方税法附則第九条の六第三       第三項前段         城前の例によることとされた旧       第三項前段         元年旧地方税法       附則第九条の六第三項前段         条の六第三項前段       第三項前段	よることとされた元年旧地方   	の規定によりなお従前の例に       十九第二項         及び法附則第九条の六       並びに法附則第九条の六第三項前段         第三項前段       項前段、地方税法等改正法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法         内前段及び地方税法等改正法       附則第八条の規定によりなおおけ前の例によることとされた         元年旧地方税法       附則第九条の六第三         条の六第三項前段       第三項前段	地方税法等改正法附則第八条	第七十二条の百三第三項及び 用される第 地方税法等改正法附則第八条 三十五条の の規定によりなお従前の例に 十九第二項 よることとされた元年旧地方	よることとされた旧地方税法 み替えて適 地方税法等改正法附則第八条 三十五条の の規定によりなお従前の例に よることとされた元年旧地方	の規定によりなお従前の例に 定により読 第七十二条の百三第三項及び 用される第 第七十二条の百三第三項及び 用される第 三項前段 単方税法等改正法附則第九条の六 並びに法附則第九条の六第三 項前段、地方税法等改正法附 則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法等改正法附 削第八条の規定によりなお従 前前の例によることとされた で	三項 地方税法等改正法附則第二条 の 十三の規 三項 の規定によりなお従前の例に よることとされた旧地方税法 み替えて適 第七十二条の百三第三項及び 地方税法等改正法附則第八条 の規定によりなお従前の例に よることとされた元年旧地方 よることとされた元年旧地方 は	<ul> <li>三項</li> <li>地方税法等改正法附則第二条</li> <li>定によりなお従前の例に</li> <li>よることとされた旧地方税法</li> <li>第七十二条の百三第三項及び</li> <li>地方税法等改正法附則第九条の六</li> <li>東市政・地方税法等改正法附則第九条の六</li> <li>東市政・地方税法等改正法附則第九条の六</li> <li>東市政・地方税法等改正法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第九条の六第三項前段の例によることとされた旧地方税法等改正法附則第九条の六第三項前段の例によることとされた</li> <li>東市政・地方税法所則第九条の六第三項前段</li> <li>東市政・地方税法所則第九条の六第三項前段</li> <li>東京市政・地方税法所則第九条の六第三項前段</li> <li>東京市政・地方税法所則第九条の六第三項前段</li> <li>東京市政・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・</li></ul>

前の例によることとされた旧			前の例によることとされた旧		
則第二条の規定によりなお従			則第二条の規定によりなお従		
項前段、地方税法等改正法附	第三項前段		項前段、地方税法等改正法附	第三項前段	
並びに法附則第九条の六第三	及び法附則第九条の六		並びに法附則第九条の六第三	及び法附則第九条の六	
三項			三項		
地方税法第七十二条の百三第			税法第七十二条の百三第		
よることとされた三十一年旧		項の表	よることとされた元年旧地方		項の表
の規定によりなお従前の例に		二十一第一	の規定によりなお従前の例に		二十一第一
地方税法等改正法附則第八条		三十五条の	地方税法等改正法附則第八条		三十五条の
第七十二条の百三第三項及び		用される第	第七十二条の百三第三項及び		用される第
よることとされた旧地方税法		み替えて適	よることとされた旧地方税法		み替えて適
の規定によりなお従前の例に		定により読	の規定によりなお従前の例に		定により読
地方税法等改正法附則第二条	三項	の十四の規	地方税法等改正法附則第二条	三項	の十四の規
法第七十二条の百三第三項、	法第七十二条の百三第	附則第六条	法第七十二条の百三第三項、	法第七十二条の百三第	附則第六条
	略			略	
第三項後段			第三項後段		
年旧地方税法附則第九条の六			地方税法 附則第九条の六		
例によることとされた三十一			例によることとされた元年旧		
八条の規定によりなお従前の			八条の規定によりなお従前の		
及び地方税法等改正法附則第			及び地方税法等改正法附則第		
法附則第九条の六第三項後段			法附則第九条の六第三項後段		
によることとされた旧地方税			によることとされた旧地方税		
条の規定によりなお従前の例			条の規定によりなお従前の例		

例によることとされた元年旧ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	八条の規定によりなお途前の  及び地方税法等改正法附則第	法第七十二条の百十三第一項	によることとされた旧地方税	四第一項条の規定によりなお従前の例	及び法附則第九条の十一、地方税法等改正法附則第二	第三項後段	地方税法が則第九条の六	例によることとされた元年旧	八条の規定によりなお従前の	及び地方税法等改正法附則第	法附則第九条の六第三項後段	によることとされた旧地方税	条の規定によりなお従前の例	、地方税法等改正法附則第二	同項後段  法附則第九条の六第三項後段	条の六第三項前段	元年旧地方税法  附則第九	従前の例によることとされた	附則第八条の規定によりなお	項前段及び地方税法等改正法	
				四第一項	及び法附則第九条の十										同項後段						

項前段、地方税法等改正法附	第三項前段		項前段、地方税法等改正法附	第三項前段	
並びに法附則第九条の六第三	及び法附則第九条の六		並びに法附則第九条の六第三	及び法附則第九条の六	
三項			三項		
地方税法第七十二条の百三第			税法 第七十二条の百三第		
よることとされた三十一年旧		項の表	よることとされた元年旧地方		項の表
の規定によりなお従前の例に		二十一第二	の規定によりなお従前の例に		二十一第二
地方税法等改正法附則第八条		三十五条の	地方税法等改正法附則第八条		三十五条の
第七十二条の百三第三項及び		用される第	第七十二条の百三第三項及び		用される第
よることとされた旧地方税法		み替えて適	よることとされた旧地方税法		み替えて適
の規定によりなお従前の例に		定により読	の規定によりなお従前の例に		定により読
地方税法等改正法附則第二条	三項	の十四の規	地方税法等改正法附則第二条	三項	の十四の規
法第七十二条の百二第三項、	法第七十二条の百三第	附則第六条	法第七十二条の百三第三項、	法第七十二条の百三第	附則第六条
則第九条の十四第一項			則第九条の十四第一項		
された三十一年旧地方税法附			された元年旧地方税法 附		
りなお従前の例によることと			りなお従前の例によることと		
改正法附則第八条の規定によ			改正法附則第八条の規定によ		
の十四第一項及び地方税法等			の十四第一項及び地方税法等		
された旧地方税法附則第九条			された旧地方税法附則第九条		
りなお従前の例によることと			りなお従前の例によることと		
改正法附則第二条の規定によ			改正法附則第二条の規定によ		
条の十四第一項、地方税法等			条の十四第一項、地方税法等		
十三第一項並びに法附則第九			十三第一項並びに法附則第九		
年旧地方税法第七十二条の百			地方税法 第七十二条の百		

-   (これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用	十五条の二十	十五条の二十一(これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用
及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三	及び新令附則	及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三
の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九	第六条の十三	第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九
日から平成三十二年三月三十一日までの間における新令附則	第六条 施行日	第六条 施行日から令和二年三月三十一日 までの間における新令附則
第三項後段		第三項後段
年旧地方税法附則第九条の六		地方税法が別第九条の六
例によることとされた三十一		例によることとされた元年旧
八条の規定によりなお従前の		八条の規定によりなお従前の
及び地方税法等改正法附則第		及び地方税法等改正法附則第
法附則第九条の六第三項後段		法附則第九条の六第三項後段
によることとされた旧地方税		によることとされた旧地方税
条の規定によりなお従前の例		条の規定によりなお従前の例
、地方税法等改正法附則第二		、地方税法等改正法附則第二
同項後段 法附則第九条の六第三項後段		同項後段   法附則第九条の六第三項後段
条の六第三項前段		条の六第三項前段
三十一年旧地方税法附則第九		元年旧地方税法 附則第九
従前の例によることとされた		従前の例によることとされた
附則第八条の規定によりなお		
項前段及び地方税法等改正法		項前段及び地方税法等改正法
地方税法附則第九条の六第三		地方税法附則第九条の六第三
前の例によることとされた旧		前の例によることとされた旧
則第二条の規定によりなお従		則第二条の規定によりなお従

工十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とする。 二十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とする。 二十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とあるのは「十七分の十」と、新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第一項の表中「二十二分の十」とあるのは「十七分の十」と、新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とする。

2 とあるのは 三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替え 五条の二十一第 び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十 十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第一項 る新令第三十五条の二十一の規定の適用については、 五. る新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十 て適用される新令第三十五条の二十一第1 条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用され 令和二年四月 新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第 「二十一分の十一」とする。 一日から令和三年三月三十一日まで 項の表中 「二十二分の十」とあるのは「二十一分の十 一項の表中「二十二分の十二」 新令附則第六条 の間におけ 及

# (予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置)

規定は、令和元年度 以後の年度における財政法(昭和二十二年法律第八条 前条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の

する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用についてはする場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については 正条の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適 一定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一第一項の表中「二十二分の十」とある のは「十七分の十」と、新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適 でにより読み替えて適用される新令第三十 こ十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とする。

2 とあるのは て適用される新令第三十五条の二十一第一 三十五条の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替え 五条の二十一第一 び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十 十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九第一項 る新令第三十五条の二十一の規定の適用については、 五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用され る新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十 と 平成三十二年四月一 新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第 「二十一分の十一」とする。 項の表中 日から平成三十三年三月三十一日までの間に 「二十二分の十」とあるのは「二十一 一項の表中 二十二分の十二 新令附則第六条 分の・ お 及

## (予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置

規定は、平成三十一年度以後の年度における財政法(昭和二十二年法律第八条 前条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の

る。	前の年度における同条に規定する剰余金については、なお従前の例によ	第三十四号)第六条に規定する剰余金について適用し、平成三十年度以
----	----------------------------------	----------------------------------

前の年度における同条に規定する剰余金については、なお従前の例によ第三十四号)第六条に規定する剰余金について適用し、平成三十年度以

る。

# 附則第四条による改正(地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百六十一号))

の提出があった場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適く の規定による申告書の提出について、令和元年十月三十一日 後にそる 改正法附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第四項2及び3 略	} 略	(市町村たばこ税に関する経過措置)	延長があつたときは、その延長された納期限)」とする。	条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限(納期限の	方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第十二	れ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地	適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞ	の提出があった場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の	の規定による申告書の提出について、令和元年十月三十一日  後にそ	4 改正法附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第四項	2及び3 略	第四条 略	(道府県たばこ税に関する経過措置)	附則	改正後
の提出があった場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適の規定による申告書の提出について、平成三十一年十月三十一日後にそ4 改正法附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第四項2及び3 略	略	(市町村たばこ税に関する経過措置)	延長があつたときは、その延長された納期限)」とする。	条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限(納期限の	方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第十二	れ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地	適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞ	の提出があった場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の	の規定による申告書の提出について、平成三十一年十月三十一日後にそ	4 改正法附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第四項	2及び3 略	第四条 略	(道府県たばこ税に関する経過措置)	附則	改正前

長があつたときは、その延長された納期限)」とする。第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限(納期限の延税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第二十条税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第二十条のにかいては、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

長があつたときは、その延長された納期限)」とする。第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限(納期限の延税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第二十条次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

# 附則第五条による改正(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第百三十三号))

人のでに立参が叩える女に見言、同介第三一になりに後及り女に見言 人のでに立参が叩える女に見言、同介第三一五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十一 五十二条の十八の改正規定、同令第三章第1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項の改正 第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項の	節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令 節とする改正規定、同章第十一節を同章第一	七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九 七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、	次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第一次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、	る改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の   る改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の	改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の四の次に三条を加え 改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の四の次に三条を加え	三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。)、同条第二十九項の 三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。)、	の三第一項の改正規定、同令第九条の七第七項の改正規定(「百分の」の三第一項の改正規定、同令第九条の七第一	号に係る部分に限る。)、同令第九条の六の二第一項及び第九条の六 号に係る部分に限る。)、同令第九条の六の二第一項及び第九条の六	第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定(同条第二項第一 第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定	四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の十四 四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、	一〜四の二 略   一〜四の二 略	各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	(施行期日) (施行期日)	附則	改     正       後     改	
条を叩える女E見宦、司令第五十七条り二後殳り女E見宦十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十	及び第三十項の改正規定、	3四十八条の十二の三第一項	同章第十一節を同章第十節とする改正規定、	?改正規定、同章第十節を同章第九	元節を削り、同章第八節を同章第	·規定、同章第六節中第四十	一十五条の四の四の次に三条	6分に限る。)、同条第二十九	同令第九条の七第七項の改正規定(「百分の	元条の六の二第一項及び第九	一十一の改正規定(同条第二項第	1次の改正規定、同令第六条の十四		2る日から施行する。	<b>7一日から施行する。ただし、</b>			前	

並びに まで、 を削る改正規定及び同令附則第三十四条を削る改正規定並びに第九条 改正規定、 十八条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加 同令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定並びに同令第 第十六条、 附則第三条、 同令附則第三十二条の改正規定、 第十七条及び第十八条の規定 第七条第三項から第七項まで、 同令附則第三十二条の二 令和元年十月 第八条から第十条 一日 える

第十四条第一項から第三項までの規定 令和二年四月一日 四の四 第六条中地方自治法施行令第二百十条の十の改正規定及び附則

五~十三 略

### (自動車取得税に関する経過措置)

#### 第七条 略

2 4 略

5

第四 合を含む。 から減額した額が零を下回るときは、 同項に規定する四月から七月までの間に収入した自動車取得税の収入額 合において、 により令和 三項において準用する場合を含む。 動 車取得税について旧令第四十二条の九第二項 改正法附則第十一 十四条の八第 一年度 旧令第四十二条の九第二 0 規定により当該各年度の八月に交付すべき額から控除す 項 条の規定によりなお従前の 以後の各年度の八月に交付すべき額を計算する場 (同令第四十四条の九第三項において準用する場 以下この項において同じ。 一項の表八月の項に規定する差額 当該下回る額は、 例によることとされる自 (旧令第四十二条の十第 地 方税法施行令 の規定 を

> まで、 日 並びに附則第三条、 改正規定、 五十八条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加 を削る改正規定及び同令附則第三十四条を削る改正規定並びに第九条 同令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定並びに同令第 第十六条、 同令附則第三十二条の改正規定、 第十七条及び第十八条の規定 第七条第三項から第七項まで、 同令附則第三十二条の二 平成三十 第八条から第十条 年十月 える

第十四条第一項から第三項までの規定(平成三十二年四月一日)の四(第六条中地方自治法施行令第二百十条の十の改正規定及び附則)

### 五~十三 略

兀

#### 第七条 略

(自動車取得税に関する経過措置

5 合を含む。 第四十四条の八第一 から減額した額が零を下回るときは、 同項に規定する四月から七月までの間に収入した自動車 合において、 により平成三十二年度以後の各年度の八月に交付すべき額を計算する場 三項において準用する場合を含む。 動 改正法附則第十一 車取得税について旧令第四十二条の九第二項 旧令第四十二条の九第二項の表八月 の規定により当該各年度の八月に交付すべき額から 項 条の規定によりなお従前 (同令第四十四条の九第三項において準用する場 以下この項において同じ。 当該下回  $\mathcal{O}$ 「る額は、 例によることとされる自 (旧令第四十二条の十第 の項に規定する差 地 取得税の **七**方税法 控除 施 収 0) 行令 入額 規定 額 す を

るものとする。

6及び7 略

## (地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。 げる税のうち同法第七百三十四条第二項 市 定により読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項に規定する各 する等の法律 各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは 項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による を含む。 された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。 0) 次項及び第三項において「新地方自治法施行令」という。) **\**\ 政調整交付金 項 正後の地方自治法 入額に」とあるのは 町村の . う。 日 十の規定の適用については、 の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区財 まで 和元年十月 の交付に係る第六条の規定による改正後の地方自治法施行令 令和二年度 市 に 町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第一 (次項及び第三項において「新特別区財政調整交付金」 (平成二十八年法律第十三号) と、 一日から令和二年三月三十 (昭和二十二年法律第六十七号) 納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額 「統計法 「収入額 における改正法附則第三十五条の規定による改 (平成十九年法律第五十三号) (令和元年十月一日から令和二年三月三十 同条中 「収入額 (第二号に係る部分に限る。 一日まで 附則第三十六条第二項の規 「地方税法等の一部を改 (」とあるのは 第二百八十二条第一 一項第一号に掲 ر کر 第二条第四 第二百十条 の間に納付 「収入額 収 لح

5及び7略。

6

## 、地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 いう。 正後の地方自治法 の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。 げる税のうち同法第七百三十四条第二項 市町村の 定により読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二 する等の法律 各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは 項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による を含む。 三月三十 入額に」とあるのは された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。 の十の規定の適用については、 次項及び第三項において「新地方自治法施行令」という。 政調整交付金 項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区財 (平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に納 )に」と、 の交付に係る第六条の規定による改正後の地方自治法施行令 平成三十1 市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第一 一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の (平成二十八年法律第十三号) (次項及び第三項において「新特別区財政調整交付金」 (昭和二十二年法律第六十七号) 一年度における改正法附則第三十五条の規定による改 「統計法 「収入額 (平成十九年法律第五十三号) (平成三十一年十月一日から平成三十二年 同条中 「収入額 (第二号に係る部分に限る。 附則第三十六条第二 「地方税法等の一部を改 (」とあるのは 第一 一項に規定する各 一百八十二条第 項第 第二条第四 第二百十条 と 収 号に掲 項 収 の規 入額 入額 収 لح 付

2 三分の 第二号に係る部分に限る。 税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項 治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方 は た地方自治法 十八年法律第十三号) 計法」とあるのは 自 第二百八十二条第二 治法施行令第二 令和 「従業者数で、 一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律 一年度 (以下この条において「読替え後の地方自治法」という。 一百十条の十の規定の適用については、 事業税額の三分の二に相当する額を読替え後の地方自 における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方 額 一項に規定する統計法」と、 附則第三十六条第三項の規定により読み替えられ (以下この条において「事業税額」という。 の規定により都が課する都民税の法 「従業者数」とあるの 同条中 (平成二 「額を統 人税割 0)  $\overline{\phantom{a}}$ 2

第二号に係る部分に限る。 税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項 治法第二百八十二 は た地方自治法 十八年法律第十三号) 三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律 第二百八十二条第二 法」とあるのは 治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、 令和四年度 「従業者数で、 (以下この条において「読替え後の地方自治法」という。 一条第一 事業税額の三分の一に相当する額を読替え後の地方自 における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方 額 一項に規定する統計法」と、 附則第三十六条第三項の規定により読み替えられ (以下この条において 一項に規定する市町村民税の法人税割額及び地 の規定により都が課する都民税の法人税割 「事業税額」 「従業者数」とあるの 同条中 という。 「額を統 (平成二 0) 方

3

とする。

額」とする 第二号に係る部分に限る。 税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項 治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び は た地方自治法 十八年法律第十三号) 三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律 計法」とあるのは 自 第二百八十二条第二項に規定する統計法」と、 治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、 平成三十三年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新 「従業者数で、 (以下この条において「読替え後の地方自治法」という。 事業税額の三分の二に相当する額を読替え後の地 額 附則第三十六条第三項の規定により読み替えられ (以下この条において「事業税額」 の規定により都が課する都民税の法 「従業者数」 同条中 という。 とある 平 「額を統 人税 地方 方自 成二 地方 0)

3 第二号に係る部分に限る。 税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項 治法第二百八十二 は た地方自治法 十八年法律第十三号) 三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律 計法」とあるのは 自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、 第二百八十二条第二項に規定する統計法」と、 平成三十四年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新 「従業者数で、 (以下この条において「読替え後の地方自治法」という。 一条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地 事業税額の三分の一に相当する額を読替え後の地方自 額 附則第三十六条第三項の規定により読み替えられ (以下この条において の規定により都が課する都民税の法人税割 「事業税額」 「従業者数」 同条中 という。 とあるの 伞 「額を統 成二 地 0) 方

4	
m <i>F</i>	額
略	ىل
	す
	る

4 額」とする。

- 55 -

附則第六条による改正(地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第三百六十号))

一項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区	一項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区
。)附則第三十五条の規定による改正後の地方自治法第二百八十二条第	。)附則第三十五条の規定による改正後の地方自治法第二百八十二条第
十八年法律第十三号。以下この条において「地方税法等改正法」という	十八年法律第十三号。以下この条において「地方税法等改正法」という
は、平成三十二年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二	は、令和二年度分 の地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二
いて「新地方自治法施行令」という。)第二百十条の十二第一項の規定	いて「新地方自治法施行令」という。)第二百十条の十二第一項の規定
第三条 第四条の規定による改正後の地方自治法施行令 (以下この条にお	第三条 第四条の規定による改正後の地方自治法施行令(以下この条にお
(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)	(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)
する剰余金については、なお従前の例による。	する剰余金については、なお従前の例による。
て適用し、	
の規定は、平成三十二年度以後の年度における財政法第六条に規定する	の規定は、令和二年度  以後の年度における財政法第六条に規定する
第二条 第三条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号	第二条 第三条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号
(予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置)	(予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置)
<b>ි</b>	る。
並びに次条及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行す	並びに次条及び附則第三条の規定は、令和二年四月一日のから施行す
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第四条	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第四条
(施行期日)	(施行期日)
附則	附則
改正前	改正後

では、なお従前の例による。

一では、なお従前の例による。

施行令第二百十条の十二第一項に規定する基準財政収入額の算定につい税法等改正法附則第三十五条の規定による改正前の地方自治法による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方財政調整交付金に係る新地方自治法施行令第二百十条の十二第一項に規定する基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方

ては、

なお従前の例による。

# 附則第七条による改正(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第百十八号))

改正後	改正前
附則	附則
(予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の適	(予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の適
用に関する経過措置)	用に関する経過措置)
第十二条 平成二十九年度から令和元年度 までの各年度における予算	第十二条 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における予算
決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)附則第九条の二の規	決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)附則第九条の二の規
定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七	定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七
」とする。	」とする。
2 平成二十九年度から令和元年度 までの各年度における国税収納金	2 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における国税収納金
整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)第四条の	整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)第四条の
二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、	二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、
「九分の二」とする。	「九分の二」とする。

# 附則第八条による改正(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第二百三十九号))

きものとして課された個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金をいう きものとしてを有した納税義務者に対して平成二十九年度以前の年度の収入となるべ を有した納税	市の区域である区域をいう。第一号及び第二号において同じ。)に住所 市の区域であ	の前日における指定都市の区域のうち、施行日において引き続き指定都の前日にお	方団体の徴収金(賦課期日現在において施行時指定都市の区域(施行日   方団体の徴収	府県民税に係る地方団体の徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地 府県民税に係	方税法第四十二条第三項の規定により都道府県に払い込むべき個人の道 - 方税法第四十	6 市町村が平成三十年四月から令和五年三月 までの各月において地 6 市町村が	2~5 略 2~5 略	<b>第二条</b> 略 <b>第二条</b> 略	(道府県民税に関する経過措置)	年一月一日	三 附則第十八条の四第四項の改正規定及び次条第八項の規定 令和二 三 附則第十	一及び二 略	号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各 第一条 この政	(施行期日) (施行期日)	附 則	改 正 後
て課された個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金をいう税義務者に対して平成二十九年度以前の年度の収入となるべ	ある区域をいう。第一号及び第二号において同じ。)に住所	ける指定都市の区域のうち、施行日において引き続き指定都	収金(賦課期日現在において施行時指定都市の区域(施行日	係る地方団体の徴収金のうち、特定滞納道府県民税に係る地	十二条第三項の規定により都道府県に払い込むべき個人の道	市町村が平成三十年四月から平成三十五年三月までの各月において地			税に関する経過措置)	月日日	十八条の四第四項の改正規定及び次条第八項の規定 平成三	略	規定は、当該各号に定める日から施行する。	政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各			改正前

規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の額に る割合で按分して算定した額とする。 第五項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げ 以下この項及び次項において同じ。 )の額は、 ただし、 同条第六項又は第八項の 新令第八条第一項 から

及び二 略

ついては、

この限りでない。

7 項 第 収 は第八項の規定の適用を受ける特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴 に当該市町村が徴収して都道府県に払い込むものとした場合において前 地 新 の徴収金のうち、 金の額については、 方団体の徴収金及び特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金を仮 令第八条第十項の規定にかかわらず、 の規定により市町村に払い込むべき個人の市町村民税に係る地方団体 方税法第四十八条第六項 都道府県が平成三十年四月から令和五年三月 二号に掲げる割合により算定した額とする。 特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金の額は この限りでない (同条第八項において準用する場合を含む。 当該特定滞納道府県民税に係る ただし、 までの各月において 同条第六項又

8 の個 府県民税については、 新令附則第十八条の四第四項の規定は、 人の 道府県民税について適用し、 なお従前の例による。 令和元年度分 令和 一年度 までの個 以後の年度分 [人の道

9

略

ついては、 規定の適用を受ける特定滞納道府県民税に係る地方団体の徴収金の る割合で按分して算定した額とする。 第五項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる合算額を第二号に掲げ 以下この項及び次項において同じ。 この限りでない。 ただし、 )の額は、 同条第六項又は第八項 新令第八条第 項 から 額

及び二 略

7

収金の額については、 は第八項の規定の適用を受ける特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴 項第二号に掲げる割合により算定した額とする。 に当該市町村が徴収して都道府県に払い込むものとした場合において前 地方団体の徴収金及び特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金を仮 新令第八条第十項の規定にかかわらず、 の徴収金のうち、 地方税法第四十八条第六項 の規定により市町村に払い込むべき個人の市町村民税に係る地方団 都道府県が平成三十年四月から平成三十五年三月までの各月において 特定滞納市町村民税に係る地方団体の徴収金の額は この限りでない。 (同条第八項において準用する場合を含む) 当該特定滞納道府県民税に係る ただし、 同条第六項又

府県民税については、 の個人の道府県民税について適用し、平成三十一年度分までの 新令附則第十八条の四第四項の規定は、 なお従前の例による。 平成三十1 一年度以後の 個人の道 年度

8

9 略

# 附則第九条による改正(地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第百二十五号))

五条の九第五項に規定する高齢者等居住改修専有部分に対して課する固	ついて適用し、施行日前に旧居住安全改修工事が完了した旧法附則第十	修専有部分に対して課する令和元年度 以後の年度分の固定資産税に	工事が完了する新法附則第十五条の九第五項に規定する高齢者等居住改	4 新令附則第十二条第二十五項の規定は、施行日以後に新居住安全改修	宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	工事」という。)が完了した同条第四項に規定する高齢者等居住改修住	九第四項に規定する居住安全改修工事(次項において「旧居住安全改修	前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)附則第十五条の	固定資産税について適用し、施行日前に改正法第一条の規定による改正	る高齢者等居住改修住宅に対して課する令和元年度 以後の年度分の	いて「新居住安全改修工事」という。)が完了する同条第四項に規定す	う。)附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事(次項にお	定による改正後の地方税法(次項から第八項までにおいて「新法」とい	3 新令附則第十二条第二十項の規定は、施行日以後に改正法第一条の規	2 略	第八条 略	(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)	附則	改正後
五条の九第五項に規定する高齢者等居住改修専有部分に対して課する固	ついて適用し、施行日前に旧居住安全改修工事が完了した旧法附則第十	修専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税に	工事が完了する新法附則第十五条の九第五項に規定する高齢者等居住改	4 新令附則第十二条第二十五項の規定は、施行日以後に新居住安全改修	宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	工事」という。)が完了した同条第四項に規定する高齢者等居住改修住	九第四項に規定する居住安全改修工事(次項において「旧居住安全改修	前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)附則第十五条の	固定資産税について適用し、施行日前に改正法第一条の規定による改正	る高齢者等居住改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の	いて「新居住安全改修工事」という。)が完了する同条第四項に規定す	う。)附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事(次項にお	定による改正後の地方税法(次項から第八項までにおいて「新法」とい	3 新令附則第十二条第二十項の規定は、施行日以後に改正法第一条の規	2 略	第八条 略	(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)	附則	改正前

定資産税については、なお従前の例による。

- 5 改修住宅に対して課する固定資産税については、 防止改修工事」という。)が完了した同条第九項に規定する熱損失防 規定する熱損失防止改修工事 固 する熱損失防止改修住宅に対して課する令和元年度 条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事 7 定資産税について適用し、 令附則第十二条第二十八項の規定は、 「新熱損失防止改修工事」という。 施行日前に旧法附則第十五条の九第九項に (次項から第八項までにおいて「旧熱損失 )が完了する同条第九項に規定 施行日以後に新法附則第十五 (次項から第八項までにお なお従前の例による。 以後の年度分の 止 5
- 定資産税については、なお従前の例による。 修工事が完了する新法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改 6 新令附則第十二条第三十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改 6
- 課する固定資産税については、なお従前の例による。 り第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して 、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附 がについて適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附 がについて適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附 が出事が完了する新法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損 では、施行日以後に新熱損失防止改
- 修工事が完了する新法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損8 新令附則第十二条第四十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改

定資産税については、なお従前の例による。

- 規定する熱損失防止改修工事 いて 定資産税については、 十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する ついて適用し、 修専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産 修工事が完了する新法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防 改修住宅に対して課する固定資産税については、 防止改修工事」という。)が完了した同条第九項に規定する熱損失防 固定資産税について適用し、 する熱損失防止改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年 条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事 新令附則第十二条第二十八項の規定は、 新令附則第十二条第三十二項の規定は、 「新熱損失防止改修工事」という。 施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法 なお従前の例による。 施行日前に旧法附則第十五条の九第九項に (次項から第八項までにおいて「 が完了する同条第九項 施行日以後に新法附則 施行日以後に新熱損失防 (次項から第八項までに なお従前の例による。 旧 熱損 に規 第十五 附 度 則 税 止 止 分 定 改 失 お
- 7 課 則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対 税について適用し、 修工事が完了する新法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損 失防止改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資 する固定資産税については、 新令附則第十二条第三十九項の規定は、 施行日 前に旧熱損失防止改修工事が完了 なお従前 0 例による。 施行日以後に新熱損失防 た 旧 止 改
- 修工事が完了する新法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損8 新令附則第十二条第四十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改

専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。た旧法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了し失防止改修住宅専有部分に対して課する令和元年度 以後の年度分の

9

略

ある。 専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。性宅 た旧法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅売了し 固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了し公分の 失防止改修住宅専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の

9略

附則第十条による改正(地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成三十年政令第百二十六号))

改     正     後         改     正     前	附則	(施行期日)	この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の   第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。	号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。   各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		二十条を削り、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条 二十条を削り、同令第二十条の二を同令第二十条とし、	の二の二を同令第二十条の二とし、同令第二十条の二の三を同令第二の二を同令第二十条の二とし、同令第二十条の二の
をだし、次の <b>第一条</b> この政令は、 <b>陥行期日</b> )	各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の 第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。(施行期日)	各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の 第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。	各号に掲げる規定は、		令和元年十月一日 で 章とし、同令第四章の次に一章を加 で 除く。)、同令第五十七条の二の改		二十条を削り、同令第二十条の二を同令第二十条とし、二 第一条中地方税法施行令第十八条及び第十九条の改正規定及び同令第五章を同令第六章とし、同令第四章の正規定及び同令第五章を同令第六章とし、同令第四章の
T八条」の下に	十八条」の下に     一条       ただし、次の     第一条       各号	十八条」の下に     各号	十八条」の下に - 各号	_	元年十月一日 える改正規定並びに第九条の規定 <u>平成三同令第四章の次に一章を加</u> 正規定及び同令第五章を同令第六章とし、	二 第一条中地方税法施行令第十八条及び第える改正規定並びに第九条の規定 平成三正規定及び同令第五章を同令第六章とし、	二十条を削り、同令第二十条の二を同令第二 第一条中地方税法施行令第十八条及び第元る改正規定並びに第九条の規定 平成三正規定及び同令第五章を同令第六章とし、
十七条の二の改       (施         大大条」の下に       各号         ただし、次の       第一条         各号	十七条の二の改       第一条         ただし、次の       第一条         各号	十七条の二の改     第一条       ただし、次の     第一条	十七条の二の改 「		令和元年十月一日 える改正規定並びに第九条の規定		二十条を削り、同令第二十条の二を同令第二十条とし、二 第一条中地方税法施行令第十八条及び第十九条の改正える改正規定並びに第九条の規定 平成三十一年十月一
の次に一章を加 大だし、次の <b>第一条</b> ただし、次の <b>第一条</b> を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ただし、次の       第一条         十七条の二の改       ろ         十七条の二の改       一	ただし、次の       第一条         十七条の二の改       -         大七条の二の改       -	の次に一章を加     本号       十七条の二の改     「       大人条」の下に     一       各号	同令第四章の次に一章を加 正の 一			二十条を削り、同令第二十条の二を同令第二十条とし、二 第一条中地方税法施行令第十八条及び第十九条の改正
第 二 一 各 <b>一</b> ( の 二 え 正 「 号 <b>条 施</b>	(施行期日) 第一条 この政令は 各号に掲げる規定 一 第一条中地方 一 第五十九条 「・第五十九条 正規定及び同令 こ 第一条中地方 二 第一条中地方	*第二十条の二とし、同令第二十条の二の三を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第五十七条の二の改 これが税法施行令第十八条及び第十九条の改正規定、同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の立とし、同令第二十条の立とし、同令第二十条の立とし、以の 第一条は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の 第一条は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の 第一条は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の 第一条は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の 第一条は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の 第一条は、平成三十一年四月一日から施行する。		のこった正っ	=第二十条の二とし、同令第二十条の二の三を同令第二 の二の二を同令第二十条の二とし、同令第二十条の二の同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条 二十条を削り、同令第二十条の二を同令第二十条とし、		_
第 二 一 各 <b>一</b> ( 十 の 二   え 正 「 号 <b>条 施</b>	第 二 一 各 <b>一</b> ( 十 の 二   え 正 「 号 <b>条 施</b>	十条の二の二とし、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三と	ニ - 各 + の ニ え 正 - 号		こし、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三と 十条の二の二とし、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二とし、同令第二十条の二の三を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条		
第 二 一 各 <b>一</b> す 十 の 二   え 正 「	第 二 - 各 <b>一</b> ( す 十 の 二 え 正 「 号 <b>条 施</b>	<ul> <li>条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の 第一条中号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</li> <li>「・第五十九条」を加える部分を除く。)、同令第五十七条の二の改 に規定及び同令第五章を同令第六章とし、同令第五十七条の二の改 ここ十条を削り、同令第二十条の二を同令第二十条の二の正を同令第二十条の二のことし、同令第二十条の二の三とし、同令第二十条の二の三とし、同令第二十条の二の三とし、同令第二十条の二の三とし、同令第二十条の立の三とし、同令第二十条の立の正規定、同令第二十条の立の正規定、同令第二十条の立の正とし、同令第二十条の立の正とし、同令第二十条の立の正とし、同令第二十条の立の正規定、同令第二十条の立の正規定、同令第二十条の立の立を同令第二十条の立の立を同令第二十条の立の立を同令第二十条の立の立を同令第二十条の立の立を同令第二十条の立の立を同令第二十条の立の立を同令第二十条の立の立を同令第二十条の立の立を同令第二十条の立の立を同令第二十条の立の立を同令第二十十十条の立の立を同令第二十十十条の立の立とし、同令第二十条の立の立とし、次の立を同令第二十条の立の立を同令第二十条の立の立を同令第二十十十条の立の立とし、次の立を同令第二十十十条の立の立とし、次の立を同令第二十十十条の立の立とし、次の立を同令第二十十条の立の立とし、次の立を同令第二十十条の立の立を同令第二十十条の立の立を同令第二十十条の立の立を同令第二十十条の立の立を同令第二十十条の立を同令第二十十条の立を同令第二十条。可令的方面的可令的方面的可令的方面的可令的方面的可令的方面的可令的方面的可令的方面的可令的方面的可令的方面的方面的方面的方面的方面的方面的方面的方面的方面的方面的方面的方面的方面的</li></ul>	コ - A す + の ニ - え 正 - 号		同令第二十条の二の五の改正規定、同条を同令第二十条の二の二とと、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三とと、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三とし、同令第二十条の二とし、同令第二十条の二の三を同令第二十条の二とし、同令第二十条の二の三を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、	同条を同令第二十 二十条の二の三と 二の三を同令第二	同条を同令第二十二十条の二の三と
第 二 一 各 <b>一</b> 条 す 十 の 二   え 正 「 号 <b>条 施</b>	第 二 - 各 <b>一</b> ( 条 す 十 の 二 え 正 「 号 <b>条</b> 施	条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の 第一条 で号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		コーニー 条 す 十 の コー え 正 「	「司令第二十条の二の五の改正規定、同条を同令第二十条の二の四とする改正規定、同令第二十条の二の五の改正規定、同条を同令第二十条の二の二とし、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三と 十条の二の二とし、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三を同令第二十条の二とし、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の回を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条の二の六の改正規定、同令第二十条の二の五の改正規定、同令第二十条の二の五の公正規定、同令第二十条の二の五の公正規定、同令第二十条の二の六の改正規定、同令第二十条の二の六の改正規定、同令第二十条の二の五の公正規定、同令第二十条の二の五の公正規定、同令第二十条の二の五の公正規定、同令第二十条の二の六の改正規定、同令第二十条の二の六の改正規定、同令第二十条の二の六の改正規定、同令第二十条の二の五の公正規定、同令第二十条の二の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の五の	の改正規定、同条二十条の二の三と二十条の二の三と	の改正規定、同条同条を同令第二十二十条の二の三と
第 二 一 各 <b>一</b> を 条 す 十 の 二   え 正 「 号 <b>条 施</b>	第 二 - 各 <b>一</b> ( を 条 す 十 の 二   え 正 ¬   号 <b>条</b> 施	条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の 第一条中号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の 第一条			Rの二の五とする改正規定、同令第二十条の二の六の改正規定、同令第二十条の二の五とする改正規定、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三と 十条の二の二とし、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三と 十条の二の二とし、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三を同令第二十条の二とし、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二の五とする改正規定、同令第二十条とし、同令第二十条の二の五とする改正規定、同令第二十条とし、同令第二十条の二の五とする改正規定、同令第二十条の二の五とする改正規定、同令第二十条の二の五とする改正規定、同令第二十条の二の五とする改正規定、同令第二十条の二の五とする改正規定、同令第二十条の二の五とする改正規定、同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条		
第 二 一 各 <b>一</b> ( 令 を 条 す 十 の 二   え 正 「 号 <b>条 施</b>	第 二 一各 <b>一</b> 令 を 条 す 十 の 二 え 正 「 号 <b>条 施</b>	条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の 第一条		った。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	「の六とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の七を同つの五とする改正規定、同令第二十条の二の五の改正規定、同令第二十条の二の五の改正規定、同令第二十条の二の五の改正規定、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三を同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三を同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の四を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二を同令第二十条の二の八を同令第二十条の二を同令第二十条の二の八を同令第二十条の二を同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の五とする改正規定、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の五とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の五とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の五とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の五とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の五とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の五とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の五とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の五とし、同令第二十条の二の八を同令の六とし、同令第二十条の二の五とし、同令第二十条の二の五とし、同令第二十条の二の五とし、同令第二十条の二の五とし、同令第二十条の二の五とし、同令第二十条		
第 二 一 各 <b>一</b> ( の 令 を 条 す 十 の 二   え 正 「   号 <b>条 施</b>	第 二 の 令 を 条 す 十 の 二 え 正 「 号 <b>条 施</b>	第 の 令 を 条 す 十 の 二   え 正	の令を条す十の二 え正 号	の令を条す十の二 え正 一	規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の元の改正規定、同令第二十条の二を同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の元の改正規定、同令第二十条の二を同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二を同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二を同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の一の立正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定の一の六とし、同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の九の改正規定の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二十条の二を同令第二を同令第二を同令第二を同令第二を同令第二を同令第二を同令第二を同令第		
第 二 一 各 一 第 の 令 を 条 す 十 の 二   え 正 ¬   号 <b>条 施</b>	第 二 一 名 一 、 第 の 令 を 条 す 十 の 二   え 正 「 号 <b>条 施</b>	第二十条の二の八とする改正規定、同令第二十条の二の十の改正規定 第 第二十条の二の八とする改正規定、同令第二十条の二の十の改正規定、同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の四とする改正規定、同令第二十条の二の四とする改正規定、同令第二十条の二の四とする改正規定、同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の一を同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の一を同令第二十条の一の也とする改正規定、同令第二十条の二の八を同令第二十条の一の七とする改正規定、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の六とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の七を同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の七を同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の七を同令第二十条の二の一とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の七を同令第二十条の二の一とする改正規定、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の十の改正規定 第二十条の二の八と同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の十の改正規定 第二十条の二の八とする改正規定 第二十条の二の八とする改正規定 第二十条の二の八とする改正規定 第二十条の二の八とする改正規定 第二の十分を施行する。	第の令を条す十の二 え正 一各	第の令を条す十の二 え正 一	一次では、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九とし、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九とする改正規定、同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九とする改正規定、同令第二十条の二の九とする改正規定、同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を同令第二十条の二の九を可令第二十条の二の九を可令第二十条の二の九を可令第二十条の二の五を同令第二を同令第二十条の二の五を同令第二を同令第二を同令第二を同令第二を同令第二を同令第二を同令第二を同令第二		

三 地方法· 第二十五条、 規定並びに附則第三条の規定 同令第二十条の二の十三とし、同条の次に一条を加える改正規定、 の十二とする改正規定、 による所得税等の非課税等に関する法律施行令 の改正規定並びに附則第八条 なおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止 加える改正規定並びに第九条中地方税法施行令等の の二の六第二項第二 三十四条第二項、 令第二十一条の二の二の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正 二十条の二の十一とし、 十一を同令第二十条の二の十とし、同令第二十条の二の十二を同令第 二百二十七号) 第三十二条の三第一項第一号、 第一条中地方税法施行令第六条の九の二第二項第三号及び第四号、 人特別税等に関する暫定措置法施行令第五条第 (平成二 第二十七条第一項第一号、第三十二条の二第一項第一号 第三十二条第七項第一号の改正規定に限る。 一十八年政令第百三十三号) 第三十五条の四の六第二項第二号並びに第五十七 一号の改正規定並びに同令附則第六条の二に一項 同令第二十条の二の十三を同令第二十条の二 同令第二十条の二の十四の改正規定、 (外国居住者等の所得に対する相互主義 令和二年一月一日 第三十三条の三第二項第一号イ、 附則第十六条の規定により (昭和三十七年政令第 部を改正する等 項及び 同条を 第三 前 項 同 第

> 規定並びに附則第三条の規定 同令第二十条の二の十三とし、同条の次に一条を加える改正規定、 の十二とする改正規定、 令第二十一条の二の二の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正 二十条の二の十一とし、 十一を同令第二十条の二の十とし、同令第二十条の二の十二を同令第 同令第二十条の二の十四の改正規定、 同令第二十条の二の十三を同令第二十条の二 平成三十二年一月一日 同条を 同

三十四条第二項、 第二十五条、 加える改正規定 の二の六第二項第二 第一条中地方税法施行令第六条の九の二第二項第三号及び第四 第三十二条の三第一項第一号、 第二十七条第一項第一号、第三十二条の二第一項第一号 第三十五条の四の六第二項第二号並びに第五十七 一号の改正規定並びに同令附則第六条の二に一項 第三十三条の三第二項第一号イ、 第

三

規定 る暫定措置法施行令第五条第 のとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関 令第百三十三号) による所得税等の非課税等に関する法律施行令 二百二十七号) (地方税法施行令等の一 平成三十二 並びに附則第八条(外国居住者等の所得に対する相互主義 第三十二条第七項第一号の改正規定に限る。 一年四月一日 附則第十六条の規定によりなおその効力を有するも 部を改正する等の政令 一項及び第三項の改正規定に限る。 (昭和三十七年政令第 平 成 及び第 -八年政

規定

令 和

一年四月

日

0

の二第四項の改正規定並びに附則第四条及び第六条の規定(令和二年四)第一条中地方税法施行令第三十九条の九の二第四項及び第五十三条

十月

四十八条の六第一項の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定(引二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十七条の三第一号及び第、第七条の四の二第一項第一号、第七条の十三第一項、第四十六条の五 第一条中地方税法施行令第七条の二第二項、第七条の二の二第二項

### 和三年一月一日

### (道府県民税に関する経過措置)

税については、なお従前の例による。の道府県民税について適用し、令和二年度分――までの個人の道府県民個人の道府県民税に関する部分は、令和三年度――以後の年度分の個人:二条―前条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法施行令の規定中

## (道府県たばこ税に関する経過措置)

第四条 地方税法等の ぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、 の適用については、 その提出があった場合における地方税法施行令第三十九条の十四 三項の規定による申告書の提出について、 第六条及び第七条第一項において「改正法」という。 地方税法等の一 部を改正する法律 同条第二号中 部を改正する法律 「次に掲げる場合の区分に応じ、 (平成三十年法律第三号) (平成三十年法律第三号。 令和 「当該納付すべき税額に係る 年十 月 附則第十二条第 附則第十二 日 ロの規定 それ 後に 附則

の二第四項の改正規定並びに附則第四条及び第六条の規定 平成三十四 第一条中地方税法施行令第三十九条の九の二第四項及び第五十三条

#### 二年十月一日

五. 四十八条の六第一 成三十三年 一第二項、 第七条の四の二第一項第一号、 第一条中地方税法施行令第七条の二第二項、 第四十六条の二の二第二項 月 日 項の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 第七条の十三第一項、 第四十七条の三第一号及び第 第七条の二の二第 第四十六条の 二項 平

### (道府県民税に関する経過措置)

### (道府県たばこ税に関する経過措置)

第四条 地方税法等の一部を改正する法律 ぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、 の適用については、 その提出があった場合における地方税法施行令第三十九条の十四 三項の規定による申告書の提出について、 第六条及び第七条第一項において「改正法」という。 地方税法等の一 同条第二号中 部を改正する法律 「次に掲げる場合の区分に応じ、 (平成三十年法律第三号) (平成三十年法律第三号。 平成三十1 「当該納付すべき税額に係る 年十一 附則第十二条第 附則第十二 月二 1の規定 日 それ 後に 附則

限)」とする。 条第五項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期

### (市町村民税に関する経過措置)

町村民税については、なお従前の例による。の個人の市町村民税について適用し、令和二年度分・までの個人の市規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和三年度・以後の年度分第五条・附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法施行令の

## (市町村たばこ税に関する経過措置)

第六条 改正法附則第二十五条第五項の納期限(納期限の延長があつ 「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律(平成三 がる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、 で和二年十一月二日 後にその提出があった場合における地方税法 第六条 改正法附則第二十五条第三項の規定による申告書の提出について

たときは、

その延長された納期限)」とする。

条第五項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期

限)」とする

### (市町村民税に関する経過措置)

## (市町村たばこ税に関する経過措置)

第六条 改正法附則第二十五条第三項の規定による申告書の提出について第六条 改正法附則第二十五条第三項の規定による申告書の提出について
たときは、その延長された納期限)」とする。

# 附則第十一条による改正(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成三十年政令第百二十七号))

改 正 後	改正前
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、令和四年十月一日 から施行する。ただし、第三十九	1 この政令は、平成三十四年十月一日から施行する。ただし、第三十九
条の九の二第四項の改正規定(「所得税法等の一部を改正する法律(平	条の九の二第四項の改正規定(「所得税法等の一部を改正する法律(平
成三十年法律第七号)附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たば	成三十年法律第七号)附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たば
こ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十一条第一項に規定する」に	こ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十一条第一項に規定する」に
改める部分に限る。)及び第五十三条の二第四項の改正規定(「所得税	改める部分に限る。)及び第五十三条の二第四項の改正規定(「所得税
法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第四十八条第	法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第四十八条第
一項第二号に定める」を「たばこ税法第十一条第一項に規定する」に改	一項第二号に定める」を「たばこ税法第十一条第一項に規定する」に改
める部分に限る。)並びに次項及び附則第三項の規定は、令和三年十月	める部分に限る。)並びに次項及び附則第三項の規定は、平成三十三年
一日 から施行する。	十月一日から施行する。
(道府県たばこ税に関する経過措置)	(道府県たばこ税に関する経過措置)
2 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。次項にお	2 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。次項にお
いて「改正法」という。)附則第十三条第三項の規定による申告書の提	いて「改正法」という。)附則第十三条第三項の規定による申告書の提
出について、令和三年十一月一日  後にその提出があった場合におけ	出について、平成三十三年十一月一日後にその提出があった場合におけ
る地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二	る地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二
号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」	号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」
とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する	とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する
法律(平成三十年法律第三号)附則第十三条第五項の納期限(納期限の	法律(平成三十年法律第三号)附則第十三条第五項の納期限(納期限の

延長があつたときは、その延長された納期限)」とする。

## (市町村たばこ税に関する経過措置)

3 きは、 法律第三号) 該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律 場合の区分に応じ、 令第五十三条の五の規定の適用については、 和三年十 改正法附則第二十六条第三項の規定による申告書の提出について、 その延長された納期限)」とする。 月 附則第二十六条第五項の納期限 日 それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、 後にその提出があった場合における地方税法施行 同条第二号中「次に掲げる (納期限の延長があつたと (平成三十年 当 令

延長があつたときは、その延長された納期限)」とする。

### (市町村たばこ税に関する経過措置)

3

きは、その延長された納期限)」とする。 さは、その延長された納期限)」とする。 きは、その延長された納期限)」とする。 きは、その延長された納期限)」とする。 きは、その延長された納期限)」とする。 きは、その延長された納期限)」とする。 きは、その延長された納期限)」とする。

# 附則第十二条による改正(地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第八十七号))

条の次に一条を加える改正規定、同令第八条の二の改正規定、同令第 条の三 第一条中地方税法施行令第七条の三を同令第七条の二の二とし、同 三 第	年十月一日 十	に二条を加える改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定 令和元 につ	三十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則 三上	、第三十二条の三並びに」に改める部分を除く。)並びに同令附則第 、 第	八条の四」を「第八条の六」に改める部分及び「まで及び」を「まで 人名	項の表及び第二項の改正規定並びに同令第五十八条の改正規定(「第 項の	八第二項の表、第四十四条の九第三項並びに第五十七条の二の七第一	第四十三条の十第十一号、第四十三条の十二第十一号、第四十四条の 第三	第一項の表及び第二項、第四十三条の二、第四十三条の八第十二号、 第一	第一条中地方税法施行令第三十五条の四の五、第三十五条の四の七 二 第	及び附則第六条の規定 令和元年六月一日          及び	八条の九の改正規定並びに同令附則第四条の七の改正規定並びに次条	第一条中地方税法施行令第七条の十八、第四十八条の八及び第四十   一 第	各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の 第一条	(施行期日) (施行	附則	改 正 後
条の次に一条を加える改正規定、同令第八条の二の改正規定、同令第三 第一条中地方税法施行令第七条の三を同令第七条の二の二とし、同	十一年十月一日	に二条を加える改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定 平成三	三十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則	第三十二条の三並びに」に改める部分を除く。)並びに同令附則第	八条の四」を「第八条の六」に改める部分及び「まで及び」を「まで	項の表及び第二項の改正規定並びに同令第五十八条の改正規定(「第	八第二項の表、第四十四条の九第三項並びに第五十七条の二の七第一	第四十三条の十第十一号、第四十三条の十二第十一号、第四十四条の	第一項の表及び第二項、第四十三条の二、第四十三条の八第十二号、	第一条中地方税法施行令第三十五条の四の五、第三十五条の四の七	及び附則第六条の規定 平成三十一年六月一日	八条の九の改正規定並びに同令附則第四条の七の改正規定並びに次条	第一条中地方税法施行令第七条の十八、第四十八条の八及び第四十	各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の	,施行期日)	附則	改正前

規定、 第十七条、 六条の二の十一第二項及び第四項、 を除く。 改正規定を除く。 同令附則第十八条の五及び第十八条の六の改正規定 第四十六条の二の二の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第 四十六条の二の三を同令第四十六条の二の四とする改正規定及び 条の規定 同令附則第十八条の七の二の改正規定 並びに同令附則第二十七条の二の改正規定並びに附則第十 第十七条の二、第十七条の三並びに第十八条の改正規定 令和一 — 年' — 同令附則第十八条の七第三項及び第六項の改正 月一日 第十六条の三第三項及び第六項 (同号に掲げる改正規定 (第五号に掲げる 同 令

第三十二条の三第一項第一号の改正規定を和二年四月一日に二条を加える改正規定並びに同令第三十二条の二第一項第一号及び四の第一条中地方税法施行令第六条の二十一の二の改正規定、同条の次四の第一条中地方税法施

五. の二第 号の項に係る部分に限る。 表法第三百十七条の二第一項第八号の項に係る部分に限る。)並びに 条第十六項の表法第四十五条の二第一項第八号の項及び第三十三項 令附則第十八条の五の改正規定 第一条中地方税法施行令附則第四条及び第四条の二の改正規定、 項第八号の項及び第二十六項の表法第三百十七条の二 :則第十八条の七の二の改正規定 一項第八号の項及び第十七項の表法第三百十七条の二第 同令附則第十八条の六の改正規定 (同条第十二項の表法第四十五条の二 三年 同 条第八項の表法第四十五 *一* 月 第一 項 一項第 第八 (同 同 条

六及び七 格 一八号の項に係る部分に限る。) 令和三

規定、 第十七条、 改正規定を除く。 同令附則第十八条の五及び第十八条の六の改正規定 第四十六条の二の二の次に一条を加える改正規定並び 四十六条の二の三を同令第四十六条の二の四とする改正規定及び 二条の規定 を除く。 六条の二の十一第二項及び第四項、 同令附則第十八条の七の二の改正規定 )並びに同令附則第二十七条の二の改正規定並びに附則 第十七条の二、第十七条の三並びに第十八条の改正規定 平成三十二年一月一日 同令附則第十八条の七第三項及び第六項の改正 第十六条の三第三項及び第六項 (同号に掲げる改正 (第五号に掲げる に同令附 則 第 同

五. 兀 の二第 同令附則第十八条の七の二の改正規定 号の項に係る部分に限る。 条第十六項の表法第四十五条の二第一項第八号の項及び第三 令附則第十八条の五の改正規定 表法第三百十七条の二第一項第八号の項に係る部分に限る。 第三十二条の三第一 に二条を加える改正規定並びに同令第三十二条の二 一号の 第一条中地方税法施行令附則第四条及び第四条の二の改正規定: 第一条中地方税法施行令第六条の二十一の二の改正規定、 項第八号の項及び第二十六項の表法第三百十七条の二 項に係る部分に限る。 一項第八号の項及び第十七項の表法第三百十七条の二第 項第一号の改正規定 同令附則第十八条の六の改正規定 (同条第十二項の表法第四十五条の二 平成三十三年 (同条第八項の表法第四 平成三十二年四月 月 第 項第一 第一 十三項 同 日 並びに 十五 条の 項 号 一項第 第八 及び (同 同 条 次

### (道府県民税に関する経過措置

字句とする 新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 う。) 第七条の十八及び附則第四条の七第一項の規定の適用については 令和 第一条の規定による改正後の地方税法施行令 二年度分 の個人の道府県民税に限り、 それぞれ同表の下欄に掲げる 次の表の上欄に掲げる (以下「新令」とい

略

### (事業税に関する経過措置)

令和!

二年度

Ŧ, 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と 付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金 十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交 平成二十八年法律第十三号) 項及び第二項の規定の適用については、 おいて「法人事業税交付金」という。)に係る新令第三十五条の四 第三十五条の四の七第一項及び第二項並びに第五十七条の二の七第 における地方税法等の一部を改正する等の法律 第二条の規定による改正後の地方税法第七 次の表の上欄に掲げる新令の (次項及び第三項

略

する。

2 同 の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 の七第 表の 令 和 年度 項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、 欄に掲げる字句とする。 における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四 それぞれ 次

### (道府県民税に関する経過措置)

第二条 字句とする 新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 う。) 第七条の十八及び附則第四条の七第一項の規定の適用については 平成三十1 第一条の規定による改正後の地方税法施行令 一年度分の個人の道府県民税に限り、 それぞれ同表の下欄に掲げる 次の表の上欄に掲げる (以下「新令」とい

略

### (事業税に関する経過措置)

第三条 する。 規定中同表の中欄に掲げる字句は、 において「法人事業税交付金」という。)に係る新令第三十五条の四 付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金 十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交 平成二十八年法律第十三号) 項及び第二項の規定の適用については、 第三十五条の四の七第一項及び第二項並びに第五十七条の二の七第 平成三十二年度における地方税法等の一部を改正する等の法律 第二条の規定による改正後の地方税法第七 それぞれ同表の下欄に掲げる字句と 次の表の上欄に掲げる新令の (次項及び第三 項

#### 略

2 同 の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、  $\mathcal{O}$ 表の 七第 平成三十三年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四 下 一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、 欄に掲げる字句とする。 それぞれ 次

略

3

の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの七第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次令和四年度 における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四

略

同

表の下欄に掲げる字句とする。

(自動車税に関する経過措置)

ては、新令第四十四条の八第二項の表中令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用につい第五条。令和元年度 における自動車税の環境性能割額の交付に係る新し

十二月 八 加算し、 この表において同じ。)との差額を、 七月までの間に収入した環境性能割の収入額に 場合には、その支出した額を控除した額。 る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した 環境性能割の収入額 境性能割の収入見込額と同月において収入した 前年度三月における同月において収入すべき環 八月から十一月までの間に収入した環境性能割 八五に相当する額 0 収入額の百分の四 又はこれから減額した額の百分の四十 (当該期間内に過誤納に係 一十・八五に相当する額 四月から 以下

> 野における生人事実見を力を 略

3

同表の下欄に掲げる字句とする。の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの七第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次平成三十四年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四

略

### (自動車税に関する経過措置)

令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用につい第五条 平成三十一年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新

「」
ては、新令第四十四条の八第二項の表中

 ・八五に相当する額	
加算し、又はこれから減額した額の百分の四十	
七月までの間に収入した環境性能割の収入額に	
この表において同じ。)との差額を、四月から	
場合には、その支出した額を控除した額。以下	
る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した	
環境性能割の収入額(当該期間内に過誤納に係	
境性能割の収入見込額と同月において収入した	
前年度三月における同月において収入すべき環	八月

とあるのは

十二月

0

収入額

の百分の四十・八五に相当する額

八月から十一月までの間に収入した環境性能割

とあるの

は

- 73 -

て同じ。)の百分の四十四・六五に相当する額内で開発した額を控除した額。以下この表においての選付金を歳出予算から支出した場合には、その選付金を歳出予算から支出した場合には、そのでは、の遺行金を歳出予算がら支出した場合には、それにおいて収入した環境性能割の

」とあるのは「百分の四十四・六五」とする。と、同表三月の項及び新令第四十四条の九第三項中「百分の四十・八五

2 令和二年度及び令和三年度 における自動車税の環境性能割額 2 令和二年度及び令和三年度 における自動車税の環境性能割額 2

ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用については3 令和四年度 における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第

略

### (市町村民税に関する経過措置)

十二月 | 十月及び十一月において収入した環境性能割の

の支出した額を控除した額。以下この表においの還付金を歳出予算から支出した場合には、そ収入額(当該期間内に過誤納に係る環境性能割

」とあるのは「百分の四十四・六五」とする。と、同表三月の項及び新令第四十四条の九第三項中「百分の四十・八五

て同じ。

の百分の四十四・六五に相当する額

とする。

一文の四十・八五」とあるのは、「百分の四十四・六五」たの適用については、新令第四十四条の八第二項の表及び第四十四条のの交付に係る新令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規ので付に係る新令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規のでは、当年度及び平成三十三年度における自動車税の環境性能割額

ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用については 平成三十四年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第

略

### (市町村民税に関する経過措置)

場げる字句とする。 掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の上欄にれては、平成三十二年度分の個人の市町村民税に限り、次の表の上欄につ第六条 新令第四十八条の九及び附則第四条の七第二項の規定の適用につ

略

### (国民健康保険税に関する経過措置)

平成三十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による定は、令和元年度 以後の年度分の国民健康保険税について適用し、第七条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第五十六条の八十九の規

## (地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

#### 第九条 略

2 びと、 7 地 等の法律 施行令附則第十三条の表第一号イの項中 改正前の地方交付税法」とあるのは 法等改正法」という。) 第九条の規定による廃止前の」とあるのは 律 第十二条の表第一号イの項中「及び地方税法等の一部を改正する等の法 法施行令附則第十条の表第一号イの項、 行令附則第十条から第十三条までの規定の適用については、 税等に関する暫定措置法 方税法等改正法」 施行日から令和元年九月三十日 (平成二十八年法律第十三号。 廃止前暫定措置法」という。)第三十九条又は平成二 (平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年 「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による という。) 第九条の規定による廃止前の地方法人特 (平成二十年法律第二十五号。 以下イにおいて 「地方交付税法」と、 までの間における新地方財政法施 第十一条の表第一号イの項及び 「地方税法等の一 「平成二十八年地方税 一十八年地方税 以下イにお 新地方財政 部を改正する 新地方財 及 法 政

### (国民健康保険税に関する経過措置)

略

定は、平成三十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、第七条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第五十六条の八十九の規

平成三十年度分までの国民健康保険税については、

なお従前の例による

## (地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

#### 第九条 略

2 びと、 別税等に関する暫定措置法 て 地 等の法律 施行令附則第十三条の表第一号イの項中 改正前の地方交付税法」とあるのは 法等改正法」という。) 第九条の規定による廃止前の」とあるのは 律 第十二条の表第一号イの項中「及び地方税法等の一部を改正する等の法 法施行令附則第十条の表第一号イの項、 行令附則第十条から第十三条までの規定の適用については、 施行日から平成一 方税法等改正法」という。 「廃止前暫定措置法」という。)第三十九条又は平成二十八年地方税 (平成二十八年法律第十三号。 「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による (平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年 十 年九月三十日までの間における新地方財 (平成二十年法律第二十五号。 )第九条の規定による廃止前の地方法人特 以下イにおいて 「地方交付税法」と、 第十一条の表第一 「地方税法等の一 「平成二十八年地 号イの 新地方財 以下イにお 部を改正する 新地 方財: 項 政 方税 反び 政 法 万及 政 施

置法 れた廃止前暫定措置法」とあるのは 法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとさ (平成二十年法律第二十五号)」とする。 「地方法人特別税等に関する暫定措

# (国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 行令 の組入金から適用し、 第三項の規定は、 (次項において「新資金令」という。) 第四条の二第六項及び附則 第五条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施 令和元年度 平成三十年度に所属する自動車重量税に係る歳入 なお従前の例による。 に所属する自動車重量税に係る歳入へ

の組入金については、

2 は、 三項の規定の適用については、 量税に係る歳入への組入金に係る新資金令第四条の二第六項及び附則第 それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。 同表の第一 和元年度から令和十六年度まで |欄に掲げる新資金令の規定中同表の第| 次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応 の各年度に所属する自動車 二欄に掲げる字句 重

令和四年度から					令和三年度まで	令和元年度から	第一欄
第四条の二第六		項の項	第四条の二第六	附則第三項の表	項	第四条の二第六	第二欄
千分の四百十	+	千分の四百九	六	千分の四百十	六	千分の四百十	第三欄
千分の三百五十	1	千分の四百二十	八	千分の三百四十	八	千分の三百四十	第四欄

置法 れた廃止前暫定措置法」とあるのは 法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとさ (平成二十年法律第二十五号)」とする。 「地方法人特別税等に関する暫定措

### (国税収納金整理資金に関する法律施行令の 一部改正に伴う経過措置)

第十条 の組入金から適用し、 第三項の規定は、平成三十一年度に所属する自動車重量税に係る歳入へ 行令(次項において「新資金令」という。)第四条の二第六項及び附則 の組入金については、 第五条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施 平成三十年度に所属する自動車重量税に係る歳 なお従前の例による。

2 じ は、 三項の規定の適用については、 量税に係る歳入への組入金に係る新資金令第四条の二第六項及び附則第 平成三十一年度から平成四十六年度までの各年度に所属する自 同表の第一 それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。 一欄に掲げる新資金令の規定中同表の第1 次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応 一欄に掲げる字句 動 車 重

			7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 -			で	一一令和十五年度ま
項の項	第四条の二第六	項 第四条の二第7		項の項	第四条の二第六	附則第三項の表	及ま   項
十分の四百九	六 千分の四百十	六 月 分 四 百 十	十分	千分の四百九	六	千分の四百十	六
五分の四百七十	千分の四百一	ヨ タ 四 百 一	子 一	千分の四百三十	七	千分の三百五十	七
		平历四十岁年度	乙松四一丁三手			年度まで	から平成四十五

項 第 附 期 第 四 条 の 二 第 六 第 元 来 六 元 来 六 元 来 元 元 ま 元 元 元 ま 元 元 元 ま 元 エ ニ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ											
の項     四条の工第六       の項     四条の工第六       の項     第三項の表       本     第二項の表						平成四十六年度				年度まで	から平成四十五
+ 千 六 千 六 千 十 千 六 千 六 分 の の の の の の の の の の の の の の の の の の		項の項	第四条の二第六	附則第三項の表	項	第四条の二第六		項の項	第四条の二第六	附則第三項の表	項
	+	千分の四百九	六	千分の四百十	六	千分の四百十	+	千分の四百九	六	千分の四百十	六
五 千 千 分 の 四 百 日 七 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	五.	千分の四百七十		千分の四百一		千分の四百一	_	千分の四百三十	七	千分の三百五十	七